

管内概況

令和 6 年版



国土交通省

九州運輸局佐賀運輸支局

目 次

I. 佐賀県の概況	1
1 地勢	1
2 面積・人口	1
3 交通インフラ	1
4 主要交通網の概況	1
II. 管内の概況	
企画調整	
1. 地域公共交通の概況	2
2. 観光の概況	5
企画輸送	
1. 倉庫業の概況	8
2. 乗合バス輸送の概況	9
3. 貸切バス輸送の概況	10
4. タクシー輸送の概況	11
5. 貨物輸送の概況	14
6. 貨物事業の概況	14
7. 大型貨物自動車（ダンプカー）の概況	16
8. レンタカーの概況	16
監査	
1. 自動車運送事業の監査の概況	17
登録	
1. 自動車登録の概況	18
整備・保安・検査	
1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況	21
2. 自動車整備事業の概況	22
3. 自動車の事故・公害関係の概況	23
4. 街頭検査の実施状況	24
海事	
1. 運航関係事業の概況	25
2. 港湾運送事業の概況	26
3. 海事産業関連事業の概況	27
運航労務	
1. 船員関係事業の概況	29
2. 運輸安全マネジメント関係事業の概況	31
III. 運輸支局の概況	
1 沿革	32
2 佐賀運輸支局の主な業務内容	34
3 管轄区域	34
IV. 独立行政法人自動車技術総合機構	
1 佐賀事務所の概況	35

1 地勢

九州の西北部に位置する佐賀県は、東および東北は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄界灘、南は有明海に面している。東北部から中央にかけては脊振・天山山塊地域で、いわゆる筑紫山脈の西半分にあたる。西部は丘陵地形で山岳は低く、また、南部にかけては山岳地形となり、長崎県境部には経ヶ岳・多良岳などがある。南部は佐賀平野で、いわゆる筑紫平野の西部をなす穀倉地帯である。

主な河川は、東部には筑後川、嘉瀬川、六角川など、北部には松浦川などがある。

2 面積・人口

佐賀県の面積は、約2,440平方キロメートル。10市10町で構成され、人口は約80万人。
(佐賀市約23.1万人、唐津市11.5万人、鳥栖市7.5万人、伊万里市5.1万人)

佐賀県統計年鑑（令和4年版）

3 交通インフラ

(1) 道路

佐賀県内には、高規格幹線道路として九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び西九州自動車道の3路線がある。小さな都市が各地に点在し分散型県土を形成している佐賀県においては、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要として、広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が進められている。

西九州自動車道は、隣接する福岡県・長崎県を結ぶ県北の東西軸となり、県北部における地域経済の活性化が期待される。また、有明海沿岸道路は県南の東西軸として、佐賀唐津道路は県央の南北軸として整備が進められている。

(2) 鉄道

県内を走るJR線は、鹿児島本線、長崎本線、佐世保線、筑肥線、唐津線。

民鉄は、県東部に甘木鉄道、西部に松浦鉄道が県境をまたぎ運行している。

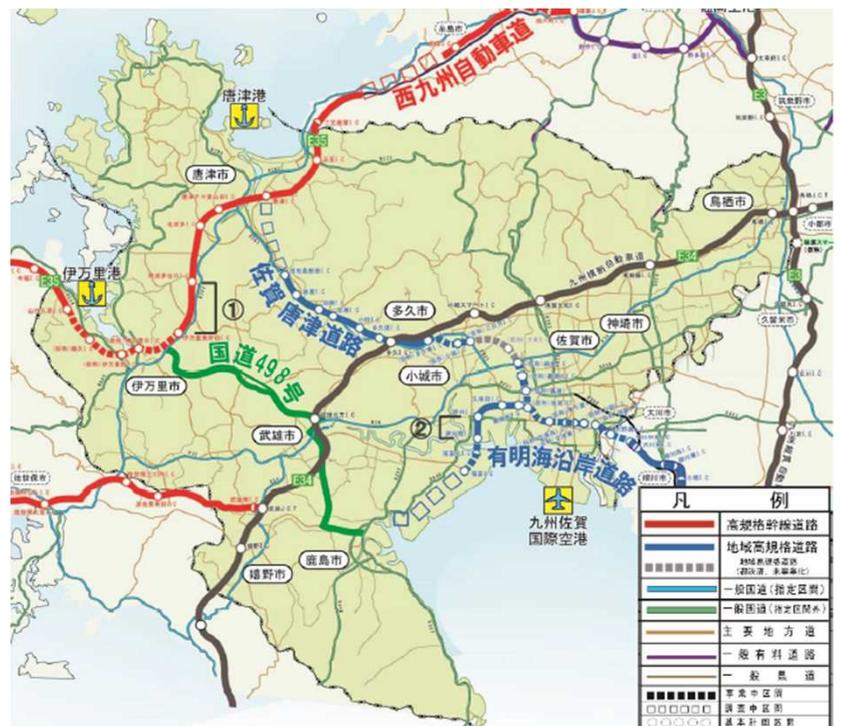
九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）が、令和4年9月23日に開業。それと同時に、長崎本線（江北～諫早間）は、JR九州と（一社）佐賀・長崎鉄道管理センターによる上下分離方式を導入した。

(3) 港湾・空港

県内の重要港湾として、「唐津港」「伊万里港」が指定。唐津港においてはクルーズ船誘致にも取り組んでいる。

空港は、九州佐賀国際空港があり、増便や新たな路線の誘致が進められている。

4 主要交通網の概況

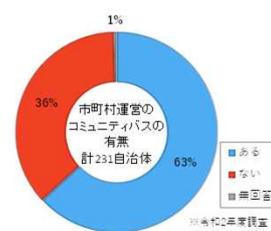


1. 地域公共交通の概況

企画調整

1. 地域公共交通に関する政策（地域公共交通活性化再生法）

- ▶ 近年、人口減少や少子高齢化が進む一方で、高齢者の免許返納数、自動車保有台数は増加。公共交通利用者は大きく減少し、交通事業者の経営は厳しい状況。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が加わり、九州管内ではバス事業者全体の98%が、乗合事業の「収益」が「費用」を下回る“赤字”となっている。また、運転者不足も深刻化している。
- ▶ 路線バスへの補助、コミュニティバス、乗合タクシーの運行により地方公共団体の財政負担が大幅に増加し、地域公共交通の維持に困難が生じている。



▲九州管内バス事業者の経営状況 (令和2年度)

▲市町村運営コミュニティバスがある自治体数 (令和2年度)



- ▶ 地方公共団体が主体となり地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進するため、平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「地域公共交通活性化再生法」という)が制定。同時期に道路運送法も改正され「地域公共交通会議」制度が新設。地域のステークホルダー(行政、交通事業者、利用者・住民等)による議論の下、地域自らが交通をデザインし、地域ニーズにきめ細かく対応することが求められるようになった。

平成19年
(2007年)
制定

「地域公共交通総合連携計画」 作成任意

- ✓ 地方公共団体の公共交通への関与のあり方を制度化
- ✓ 行政主体に幅広い関係者(交通事業者、利用者・住民等)の参加による協議会を設置

平成26年
(2014年)
改正

「地域公共交通網形成計画」 作成任意

- ✓ ①まちづくりとの連携(コンパクト・プラス・ネットワーク) ②面的な地域公共交通ネットワークの構築を図る
- ✓ 「地域公共交通利便再編事業」を創設。法律・予算の特例措置を適用し、計画実現を後押しする制度を整備

令和2年
(2020年)
改正

「地域公共交通計画」

- ✓ 地方公共団体による作成を努力義務化
 - ✓ 「地域公共交通特定事業」の拡充
- ⇐ 国 予算・ノウハウ面で支援 地域ニーズ対応メニューの充実

2. 地域公共交通計画の仕組み

地域公共交通計画

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・ 全ての地方公共団体に対して作成の努力義務
- ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、地域公共交通計画に盛り込むことができる法定事業

- ◇ 軌道運送高度化事業
LRT (Light Rail Transit) の整備
- ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ 道路運送高度化事業
BRT (Bus Rapid Transit) の整備
- ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入
- ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等
- ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善



実施計画

- ・ 個々の特定事業について、地方公共団体・事業者が実施計画を作成
- ・ 実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、予算上の措置(地域公共交通確保維持改善事業等)や法律上のワンストップ特例(許認可手続の一元化)などの特例措置

3. 管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等（令和7年4月予定）

▶ 地域公共交通の維持・確保及び利便増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービス実現のための協議を行うため、各自治体において以下の会議体を設置。

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠法令	道路運送法施行規則(第4条の2)	地域公共交通活性化再生法(第6条)
目的等	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項その他これらに関し必要となる事項を協議	・地域公共交通計画を策定 ・計画実施の主体となる ・地域間幹線系統・地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金、車両減価償却費等国庫補助金の補助対象事業者となる

市町名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通計画策定状況	計画期間
佐賀県	佐賀県地域公共交通活性化協議会		○	R4.4~R9.3
佐賀市	佐賀市地域公共交通協議会		○	R5.4~R10.3
唐津市	唐津市地域公共交通活性化協議会		○ ※唐津地域として	R4.4~R9.3
鳥栖市	鳥栖市地域公共交通会議		○	R7.4~R12.3
多久市	多久市地域公共交通会議		○	R4.4~R9.3
伊万里市	伊万里市民と考える地域交通会議		○	R6.4~R11.3
武雄市	武雄市地域公共交通会議		○	R7.4~R12.3
鹿島市	鹿島市地域公共交通会議	鹿島市地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
小城市	小城市地域公共交通会議	小城市地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
嬉野市	嬉野市地域公共交通会議	嬉野市地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
神崎市	神崎市地域公共交通会議	神崎市地域公共交通活性化協議会	○ ※網計画	R2.4~R8.3
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会		○	R4.4~R10.3
基山町	基山町地域公共交通会議	基山町地域公共交通活性化協議会	○	R4.4~R9.3
上峰町	上峰町地域公共交通活性化協議会		○	R6.12.1~ R11.3.31
みやき町	みやき町地域公共交通会議	みやき町地域公共交通確保維持改善協議会	○	R5.4~R10.3
玄海町	玄海町地域公共交通会議	唐津地域公共交通活性化協議会	○ ※唐津地域として	R4.4~R9.3
有田町	有田町地域公共交通会議		○	R5.4~R10.3
大町町	大町町地域公共交通会議		○	R4.4~R9.3
江北町	-	-	-	-
白石町	白石町地域公共交通会議	-	-	-
太良町	太良町地域公共交通会議	太良町地域公共交通活性化協議会	○	R6.4~R11.3

4. 管内の地域公共交通計画の策定状況（令和7年4月予定）



▶ 令和2年の地域公共交通活性化再生法改正により、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務化された。

▶ 令和6年4月現在、県内21自治体のうち19自治体が活性化協議会での検討を経て地域公共交通計画を作成している。

- …地域公共交通計画あり
- …地域公共交通網形成計画（網計画）あり
- …計画作成なし

5. 佐賀県内の地域内交通の状況（地域内路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー）

令和7年4月予定

市町名	地域内バス路線	運行形態	運行事業者
佐賀市	松梅地区「べんりカー松梅号」	バス事業（区域）	松原タクシー
	富士町コミュニティバス	バス事業（路線定期・区域）	ロイヤル観光・松原タクシー 佐賀タクシー・中央タクシー
	三瀬地区コミュニティバス	バス事業（路線定期）	松原タクシー
	春日北デマンドタクシー「きたきた号」	バス事業（区域）	ロイヤル観光
唐津市	市内路線バス・乗合タクシー （唐津中心部・浜玉七山・鎮西呼子・肥前エリア）	バス事業（路線定期）	昭和自動車
	「チョイソコからつ」 きゅうらぎ・おうち号 はまたま号 ななやま号 ひぜん号 きたはた号 だいら号	バス事業（区域）	
鳥栖市	市内路線バス（河内線・麓線・弥生が丘循環線）	バス事業（路線定期）	西鉄バス佐賀
	鳥栖市ミニバス	バス事業（路線定期）	鳥栖構内タクシー・久留米西鉄タクシー
多久市	AIデマンドタクシー「チョイソコたく」	自家用有償運送（区域）	多久市
	ふれあいタクシー	バス事業（区域）	昭和自動車
伊万里市	いまりんバス	バス事業（路線定期）	西肥自動車
	波多津ふれあい号		NPO法人まちづくり波多津
	大川町コミュニティすこやかバス	自家用有償運送（路線定期）	大川町コミュニティ運営協議会
	黒川町内巡回バス「くろがわ号」		黒川町まちづくり運営協議会
	松浦町デマンドタクシー	バス事業（区域）	西肥亀の井タクシー
武雄市	市内路線バス（武内武雄線・武雄三間坂線）	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
	ほんわカー（武雄町・朝日町・橋町・若木町・北方町・武内町・山内町）	バス事業（路線定期・区域）	武雄タクシー・温泉タクシー
	武雄市乗合タクシー（武雄温泉～桃川駅）	バス事業（路線定期）	温泉タクシー
鹿島市	市内循環バス	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
	高津原のりあいタクシー	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー
	予約型のりあいタクシー	バス事業（区域）	
小城市	広域循環バス・小城町巡回バス	自家用有償運送（路線定期）	小城市
	三日月町巡回バス・牛津町巡回バス		
	小城やまびこタクシー	バス事業（路線定期・不定期）	小城タクシー
	芦刈町乗合タクシー「あしま～る」	バス事業（路線定期）	
小城牛津線	バス事業（路線定期）		
嬉野市	乗合タクシー（上久間線・春日線・大野原線）	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー 温泉タクシー
神埼市	神埼市巡回バス	バス事業（路線定期）	ジョイックス交通
	予約型乗合タクシー「NORARU」	バス事業（区域）	
	脊振町通学バス	バス事業（路線定期）	
	脊振町「ふれあいタクシー」	バス事業（区域）	
吉野ヶ里町	コミュニティバス	バス事業（路線定期）	吉野ヶ里観光タクシー
	吉野ヶ里町AIデマンドタクシー「よしくる」	バス事業（区域）	
基山町	きやまコミュニティバス	バス事業（路線定期）	基山タクシー
上峰町	通学バス・巡回バス「のらんかい」	バス事業（路線定期）	上峰タクシー
	乗合タクシー「のらんかい」	バス事業（区域）	吉野ヶ里観光タクシー
みやき町	みやき町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	鳥栖構内タクシー
玄海町	AIデマンドタクシー「のるーと玄海」	バス事業（区域）	玄海タクシー
有田町	有田町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	西肥自動車
	ふれあいタクシー	バス事業（区域）	有田タクシー・西肥亀の井タクシー
大町町	「まちバス」（南北ルート・東西ルート）	バス事業（路線定期）	大町観光タクシー
江北町	江北町循環バス	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
白石町	福富線「あいのりタクシー」	バス事業（路線定期）	橋間自動車
	白石町「いこカー」	バス事業（路線定期・区域）	橋間自動車・錦タクシー
太良町	太良町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー

2. 観光の概況

企画調整

1. 九州佐賀国際空港 就航路線等

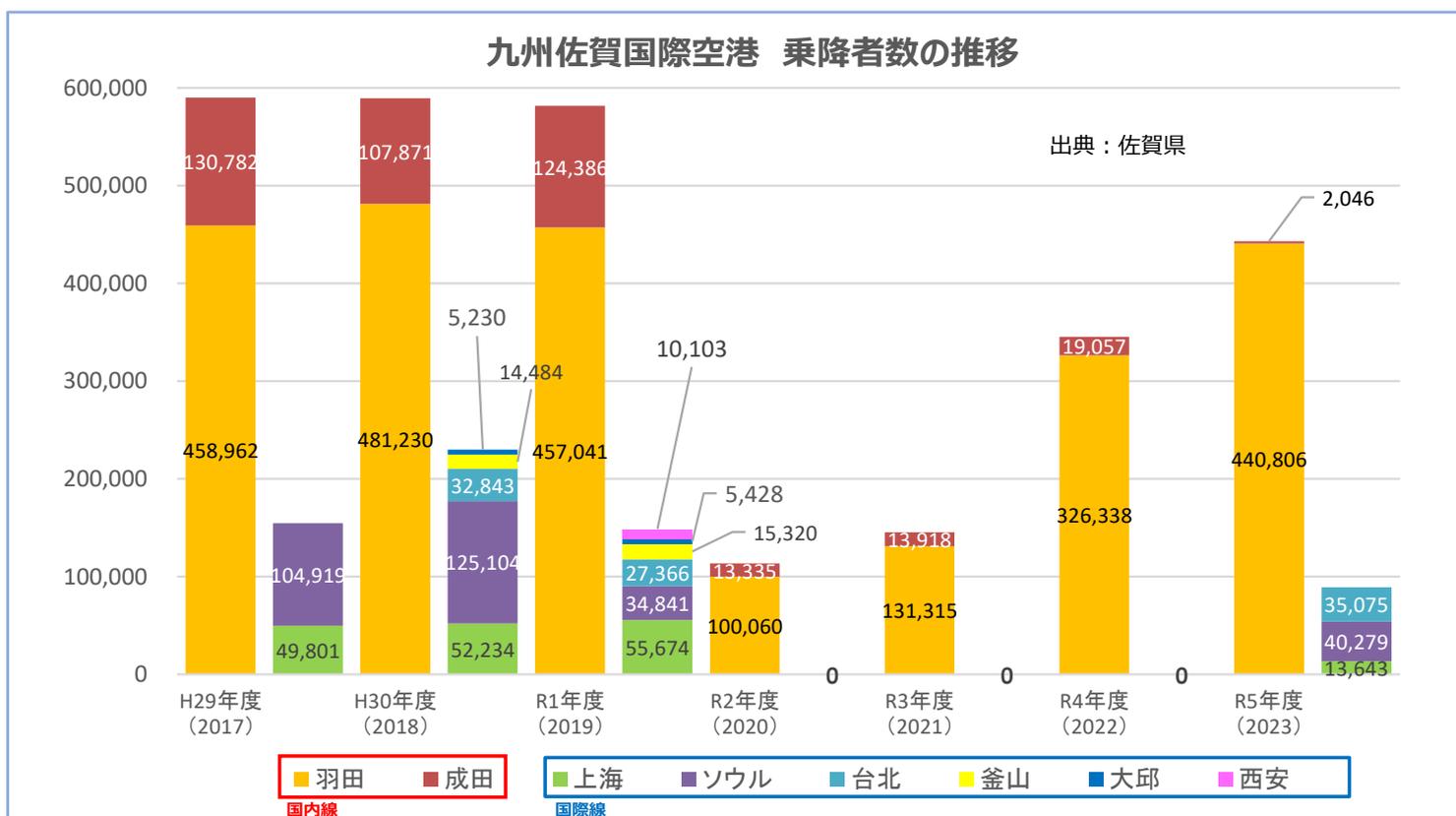
令和7年3月現在

	路線	運航	便数	備考
国内線	東京（羽田）	全日空(ANA)	毎日5往復	2020.3から減便→2022.1から通常便数
	東京（成田）	スプリング・ジャパン	運休中	2022.10から週1往復→2023.7から運休
国際線	上海（浦東）	春秋航空	週3往復	[2012.1就航]2020.2運休→2023.9から再開
	西安（西安咸陽）		運休中	[2019.10就航] 2020.1から運休
	ソウル（仁川）	ティーウェイ航空	週4往復	[2013.12就航] 2019.8運休→2023.9再開 (週3往復) →2024.10から週4往復
	釜山（金海）		運休中	[2018.12就航] 2019.8から運休
	大邱（大邱）		運休中	[2019.3就航] 2019.5から運休
	台北（桃園）	タイガーエア	週3往復	[2018.10就航] 2020.3から運航見合わせ →2023.4から週2往復→2025.3から週3往復

2. 九州佐賀国際空港の利用状況

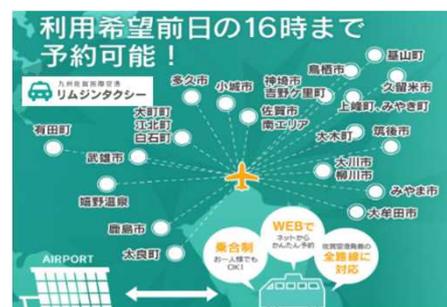
- ▶ 平成30(2018)年度まで6年連続で空港利用者数(乗降客数)は過去最高を更新していたが、令和元(2019)年度は日韓関係悪化による韓国便の運休等により若干減少。さらに、令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により、国内線は減便、国際線はすべて運休となったことで、利用者数が大きく減少。
- ▶ その後、国内線は羽田線の復便等により令和5年度の利用者数はピーク時の約75%まで回復。国際線は令和5年(2023)4月の台北便を皮切りに、同年9月に上海便とソウル便が再開した。

九州佐賀国際空港 乗降者数の推移

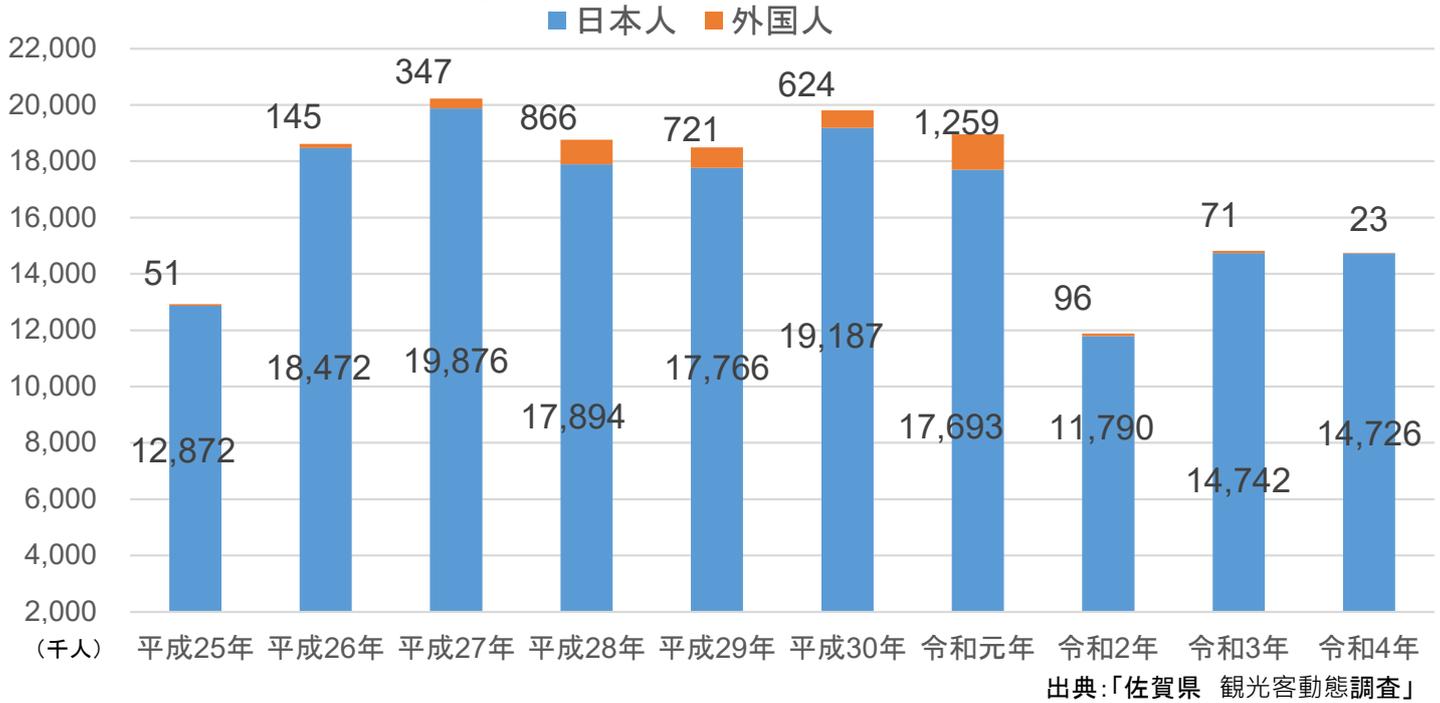


3. 空港アクセス

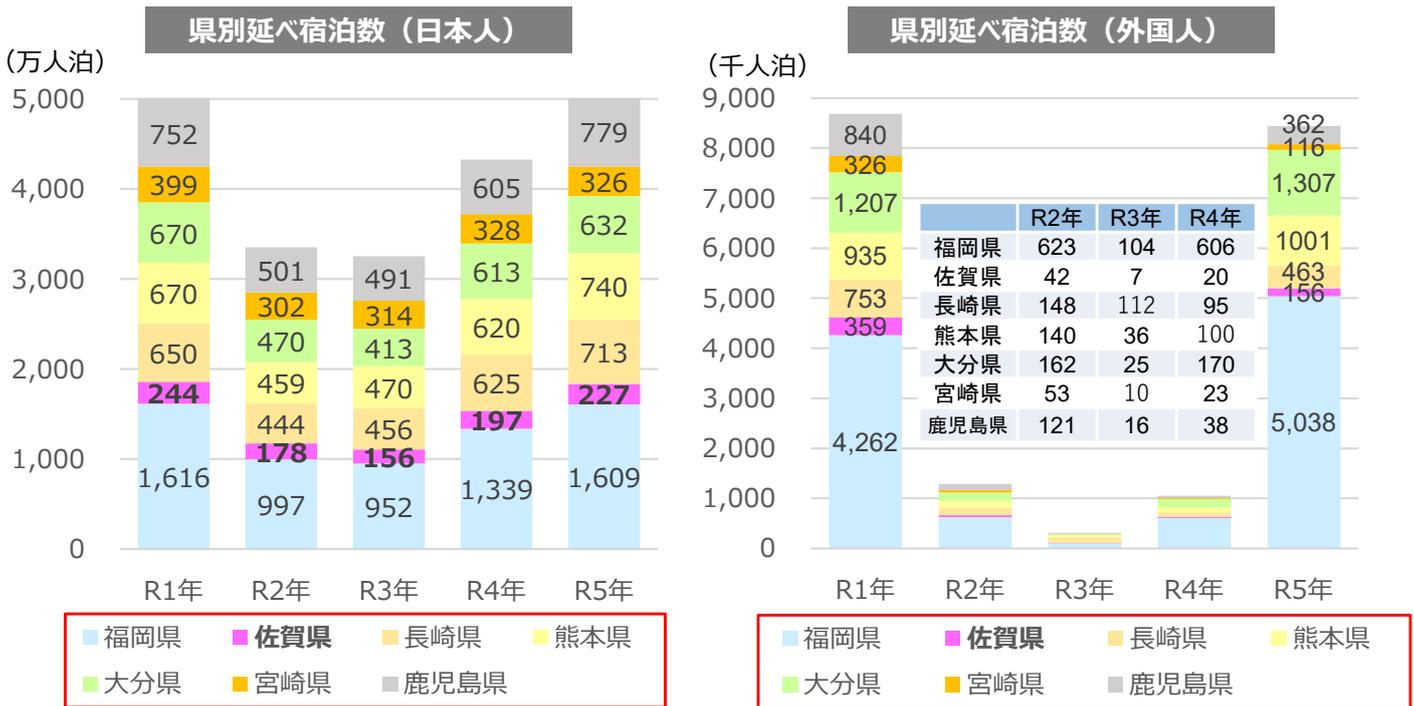
- ▶ リムジンタクシー（事前予約制）
佐賀県内及び福岡県南西部地域の19路線（空港発着）で運行
- ▶ 空港アクセスバス
空港⇄佐賀駅BCを航空機発着に合わせて運行(所要35分 Wi-Fi利用可)
- ▶ 高速バス
「佐賀空港～福岡線」は、上海便の運航日に運行。



4. 佐賀県の観光入込客数（推移）

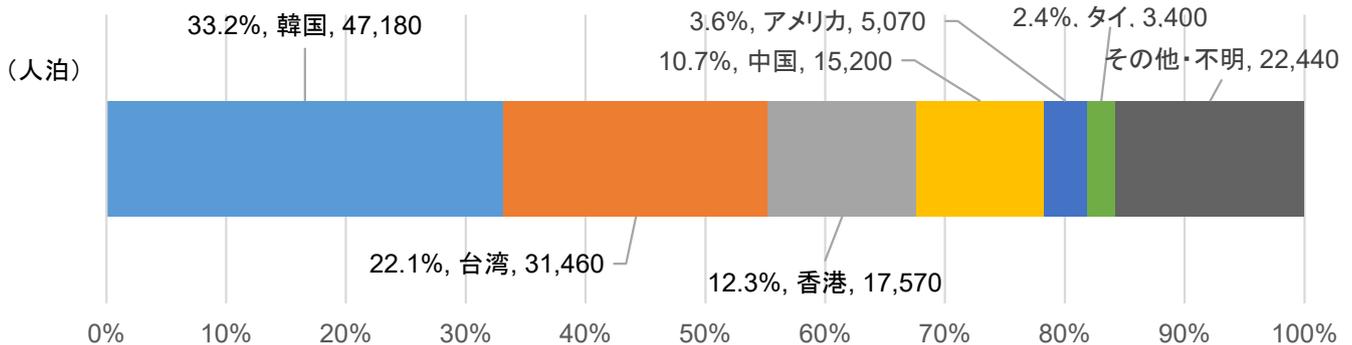


5. 九州各県別の延べ宿泊者数（推移・確定値）



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

6. 佐賀県の国・地域別延べ宿泊者数（令和5年・確定値）



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」 ※国籍別集計は従業者数10人以上の施設が対象のため、「5. 九州各県別の延べ宿泊者数の推移【九州各県】」の数値とは一致しない。

Ⅱ. 管内の概況

7. 佐賀県内の観光地域づくりの取組

観光地域づくり法人(DMO)

Destination Management/Marketing Organization

- ▶ 観光地域としての魅力を高めるためには、さまざまな組織が一体となり、マーケティング・マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い観光客を誘致することが必要。その役割を担う組織として、国は「観光まちづくり法人(DMO)」を「観光地域づくりの舵取り役」と位置づけ、地域経済の活性化を図る取組を推進している。
- ▶ 佐賀県内の観光地域づくり法人(登録DMO)は下記の3団体。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立ち、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施する取組が行われている。

登録DMO	全国	九州
広域連携	10	1
地域連携	115	13
地域	187	30
計	312	44

令和6年9月24日現在



(一社)起立工商協会

[地域DMO] R1.8.7 登録

「上峰の持続可能な観光地域づくり」

継続して拡大していける交流のコンテンツを開発、町の観光産業振興に寄与し「住んでよし」「訪れてよし」の観光地域づくりの形成を目指す。

▽実施体制

(一社)起立工商DMOが中核となり、行政・上峰町観光推進委員会との連携を行い、町内事業者(商工事業者・宿泊業者、飲食業者、交通事業者、農業者)の多様な関係者が参画するなど、官民が密接に連携した運営を実施。年に一回以上開催される社員総会や理事会等の各会議により合議のうえで多数決による意思決定を行っている。

(株)有田まちづくり公社

[地域DMO] R2.10.16 登録

「有田焼と伝統・アート・職の町 有田」

“顧客視点”の事業を企画し実行することで有田町、有田焼事業者にとっての将来の事業モデルになることを目指す。観光客と住民が交流する機会を創出し、体験型観光の収益化と主産業である窯業の活性化の相乗効果を生み出せる活動へ繋げていく。

・窯業活性化を主目的に観光事業を活用。戦略ターゲットを欧州の富裕層に設定し、有田の観光資源を外国人目線による観光商品化し多体験コンテンツ開発を実施。



(一社)嬉野温泉観光協会

[地域DMO] R3.3.28 登録

「1300有余年の歴史を紡ぐ温泉地 嬉野」

嬉野茶や長崎街道の面影を残す歴史的町並みなどの観光資源を有する。2022年の九州新幹線西九州ルート嬉野温泉駅開業を追い風に、「再び訪れたいくなるまちづくり」を市民協働で進める。

▽合意形成の仕組み

嬉野市版DMOの組織内に行政や関係団体をメンバーとする「嬉野市の未来を担うまちづくり戦略委員会」を設置し、年間数回、委員会内で、戦略策定やKPI設定、成果の振り返り等を行っている。

1. 倉庫業の概況

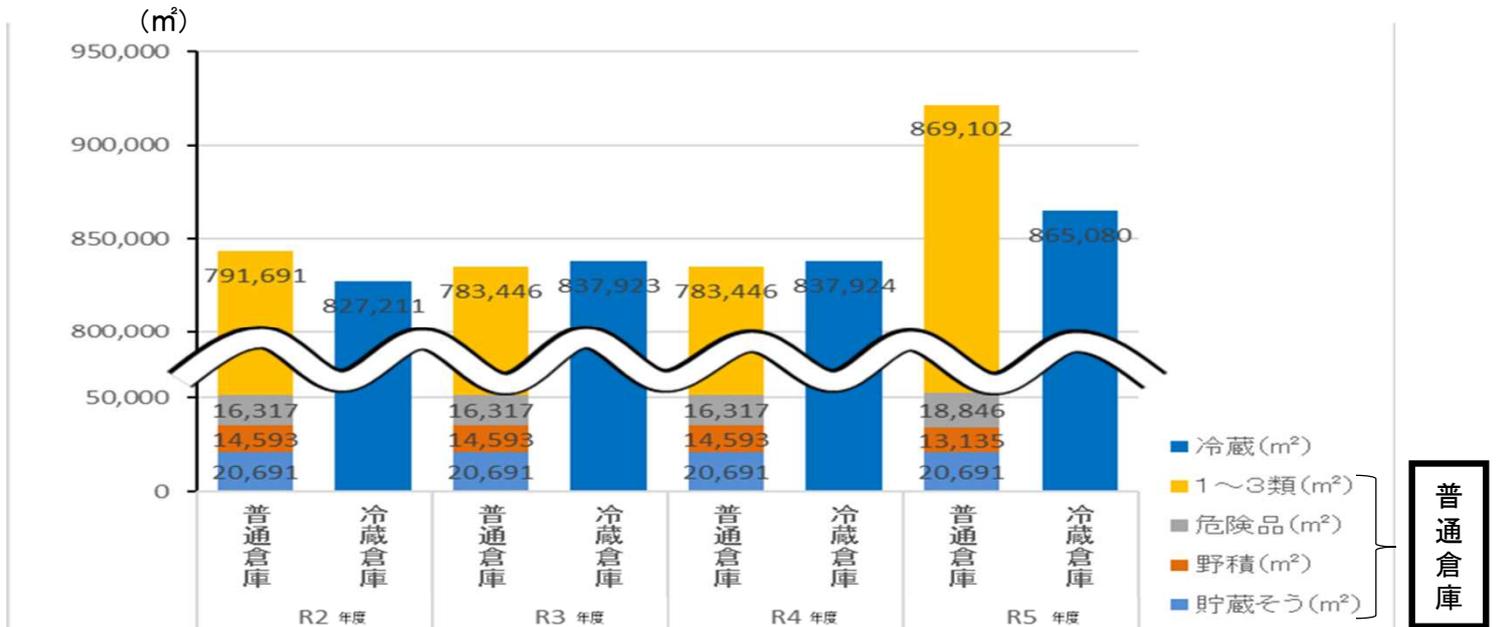
企画輸送

管内の令和5年度末における事業者数は、普通倉庫104社、冷蔵倉庫30社となっている。庫腹量は、1～3類倉庫869千㎡、冷蔵倉庫865千㎡となっており、主要取扱い貨物は、1～3類倉庫が食料工業品・金属製品機械、冷蔵倉庫が冷凍食品・畜産加工品である。

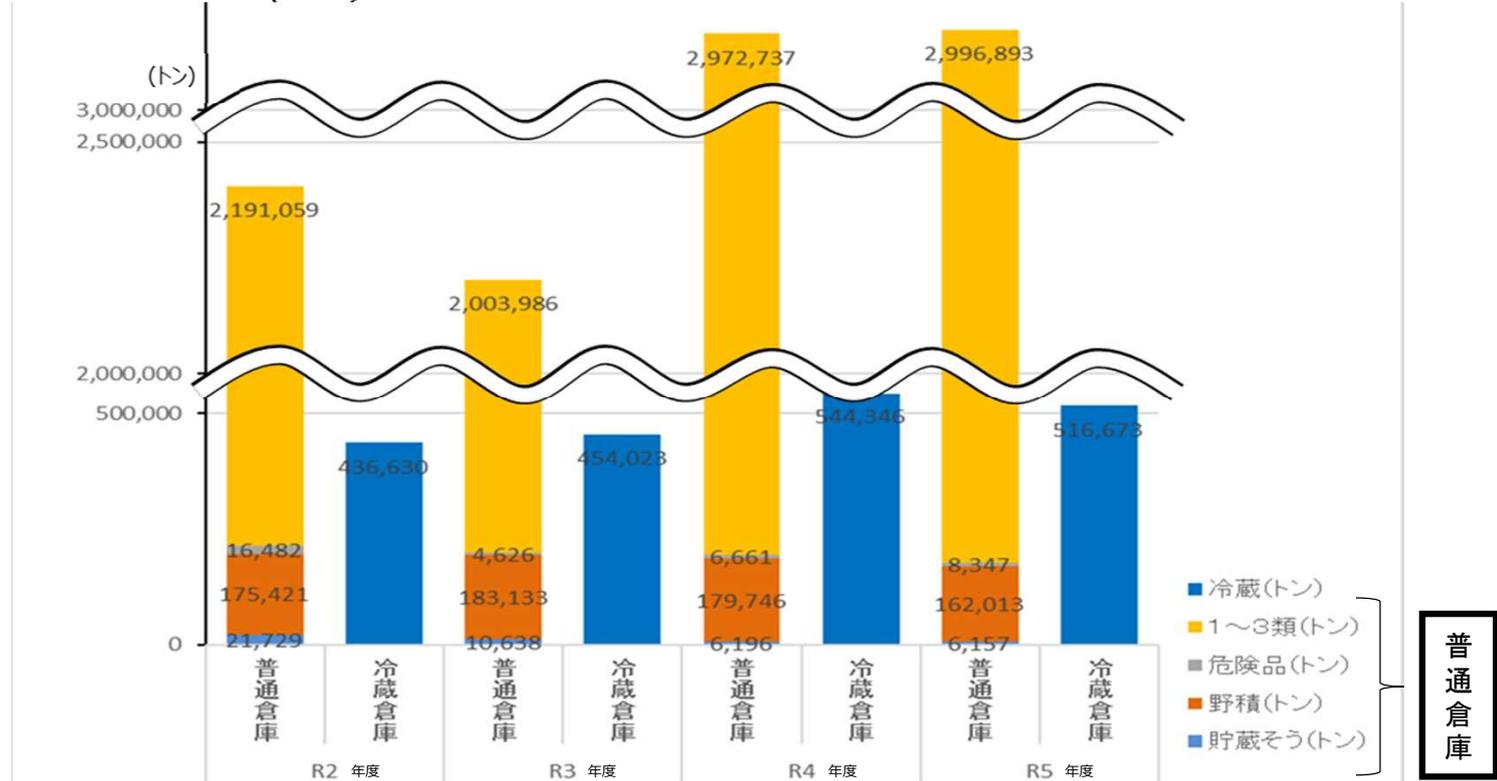
1. 倉庫事業者数の推移(年度末)

	R2	R3	R4	R5
普通倉庫	89	100	98	104
冷蔵倉庫	30	30	31	30

2. 倉庫事業庫腹量の推移(年度末)



3. 保管実績の推移(年度)



2. 乗合バス輸送の概況

企画輸送

- 乗合バスは日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしているが、モータリゼーションの進展、過疎化の進行等構造的な要因から輸送人員は昭和42年度の70,382千人をピークに年々減少傾向にあったことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響より令和2年度には6,762千人まで大きく減少した。
- また、過疎化が進む地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、地域住民の生活交通確保のため、地方公共団体や地域住民その他関係者から構成される地域公共交通会議を通じて、地域のニーズに対応したコミュニティバスの導入が進んでいる。今後も、地域の関係者が地域交通の構築に積極的に参加し、地域全体として取り組んでいくことが重要となっている。
- このような状況の中、国は路線の維持・確保に向けて補助等を行うとともに、路線の再編等による運行の効率化・生産性の向上を図る事業者を支援している。事業者は、利用者利便の向上に資するMaaS、AIを活用したオンデマンドバスなどの新たなモビリティサービスの導入に取り組んでいる。
- 他方、従来から全国的に問題となっている運転者不足は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により更に深刻な状況となっており、路線廃止や減便に至るケースが起きている。県内においては事業者による合同企業説明会や運転体験会など運転者の確保に向け様々な取組がなされているところだが、将来にわたって持続可能な地域公共交通を確保していくためには、事業者だけでなく沿線自治体や地元の理解、協力が益々重要となっている。

1. 県内・県外乗合バス事業者の概況（令和6年3月31日現在）

県内事業者

事業者名	所在地	車両数（両）	路線キロ（km）	輸送人員（千人）	実車キロ（千km）
祐徳自動車（株）	鹿島市	57	987	591	2,752
佐賀市交通局	佐賀市	73	195	3,588	2,330
昭和自動車（株）	唐津市	240	1,060	4,552	7,976
西鉄バス佐賀（株）	佐賀市	30	229	1,317	1,431

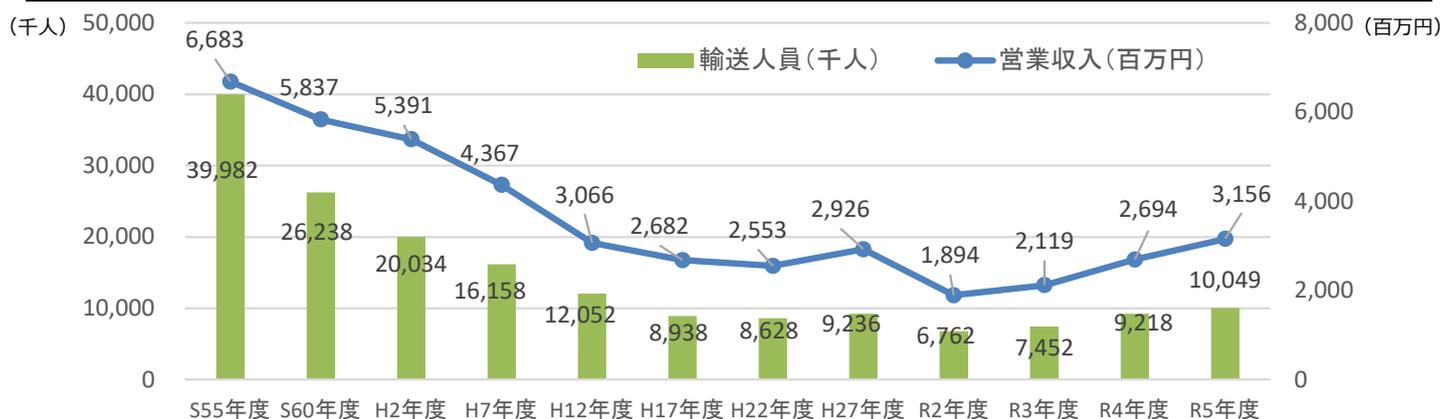
県外事業者

事業者名	本社	車両数（両）	
西日本鉄道（株）	福岡県福岡市	17	佐賀市～福岡市間の都市間高速路線を運行。
西肥自動車（株）	長崎県佐世保市	31	主に伊万里市及び有田町を中心とする路線を運行。
J R九州バス（株）	福岡県福岡市	8	主に嬉野市及び武雄市を中心とする路線を運行。

2. 県内乗合バス事業者の輸送実績等の推移

※路線キロは認可を受けたキロ数の合計を計上

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5
事業者数（社）	3	3	5	7	6	6	4	4	4	4	4	4
車両数（両）	506	512	579	466	405	360	332	379	426	401	401	400
路線キロ（km）	1,610	1,536	2,742	1,945	1,891	1,612	2,004	2,427	1,761	2,434	2,455	2,473
総走行キロ（千km）	25,721	21,096	22,598	18,096	15,305	16,010	15,441	16,824	16,094	15,461	16,156	15,741



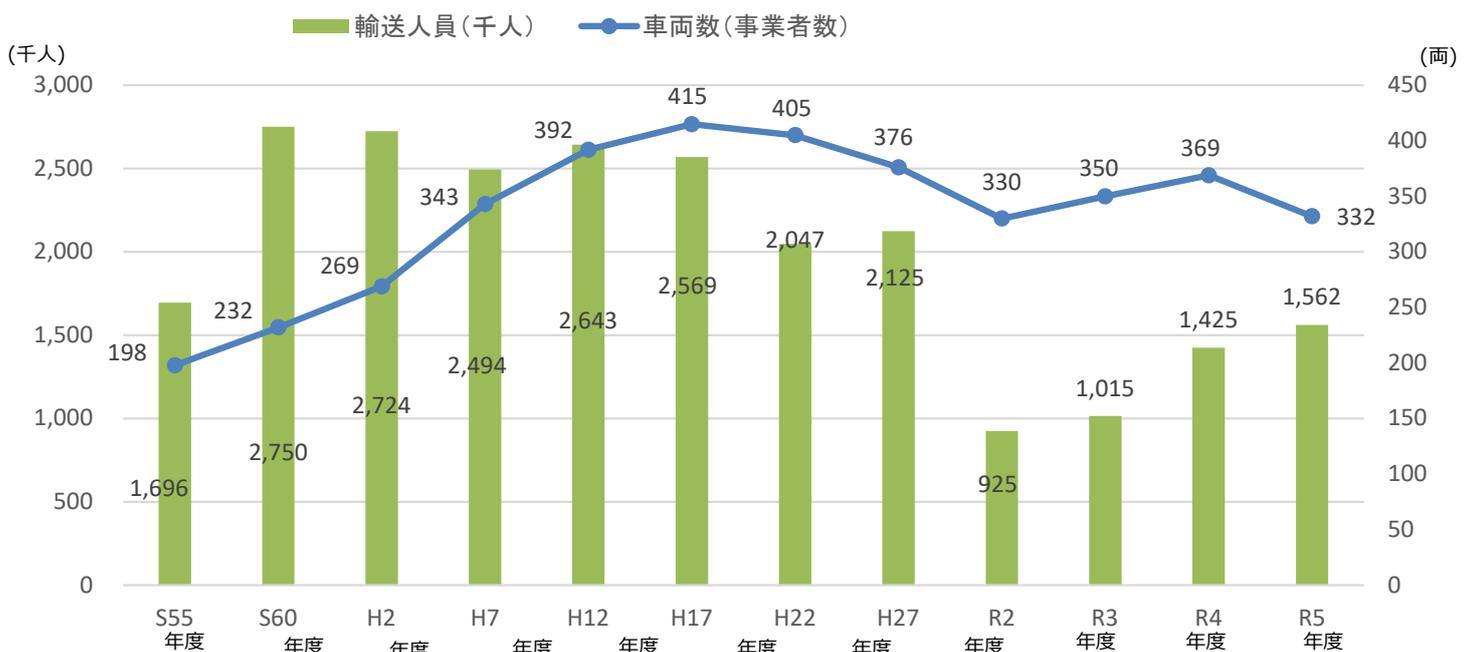
3. 貸切バス輸送の概況

企画輸送

- 貸切バス事業は、主として観光を目的とする旅客の輸送に利用されているほか、スクールバス、企業の従業員輸送、イベント会場と最寄りの駅間の旅客の送迎、訪日外国人対応など、利用者ニーズの多様化に応じ幅広い用途で利用されている。
- 平成24年4月に関越自動車道において多数の死傷者を出した高速ツアーバス事故を契機として、国土交通省では、貸切バスの安全規制の強化を図ってきたが、平成28年1月に長野県の軽井沢において死傷者41名となったスキーツアーバス事故が発生したところから、改めて再発防止策について徹底的に検討し、平成28年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめた。この対策に基づき、行政処分基準の厳格化、貸切バス事業許可の更新制度、民間指定機関が適正化事業を行うための負担金制度の創設等が順次実施された。
- 旺盛なインバウンド需要等を背景に、かつては年間輸送人員は200万人台で推移していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大によりほぼ半減。しかしながら、緊急事態宣言の解除後は、修学旅行等の学校行事の再開やインバウンド需要の回復を背景に、徐々に回復傾向が見られる。

1. 県内貸切バス事業者の輸送実績等の推移

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5
事業者数	4	10	15	15	19	27	28	28	25	22	22	21
車両数 (両)	198	232	269	343	392	415	405	376	330	350	369	332
輸送人員 (千人)	1,696	2,750	2,724	2,494	2,643	2,569	2,047	2,125	925	1,015	1,425	1,562
総走行キロ (千km)	9,131	13,731	18,182	19,152	19,166	18,287	15,074	12,269	3,193	4,008	6,498	7,766



4. タクシー輸送の概況

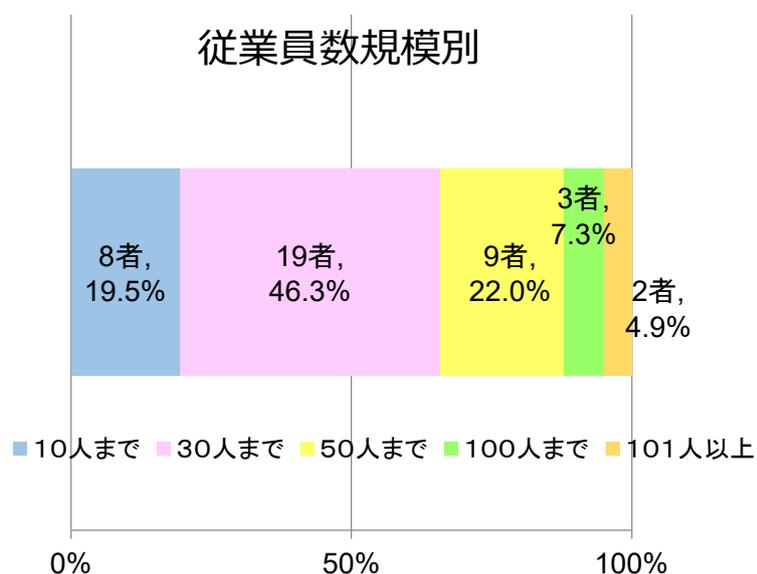
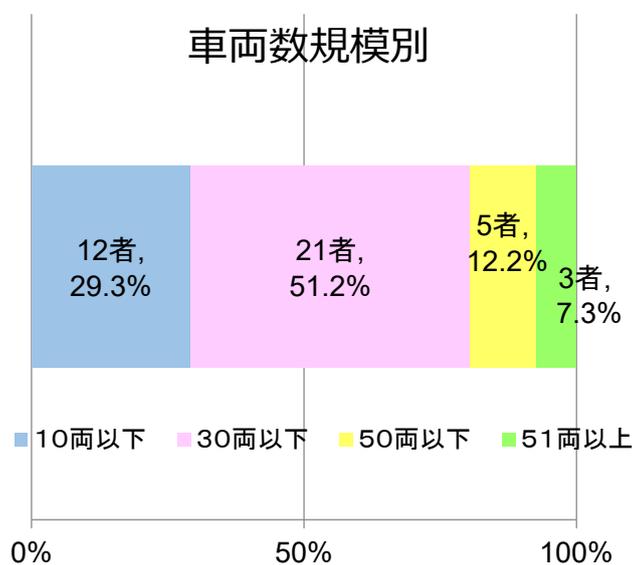
企画輸送

- バス、鉄道等の大量輸送機関を補完し、ドア・ツー・ドアの機動的・個別的公共交通機関として重要な役割を担うタクシー事業においても、労働力（運転者）の不足、高齢化が課題となっている。
- 佐賀県内では現在、「タクシー適正化・活性化特措法」により、佐賀市と唐津市が「準特定地域」に指定されており、協議会において活性化推進策の協議、実施、フォローアップを行っている。
- 運賃については、令和2年2月に運転者待遇改善を目的とした運賃改定を行ったところではあるが、新型コロナウイルスの影響により人手不足の状況がより悪化したことを受け、更なる運転者の待遇改善及び新たな運転者確保を目的に令和5年10月に運賃改定を実施した。
- なお、佐賀県では、運転免許証を返納した乗客に対して割引を行う「運転者免許返納割制度」や、乳幼児連れの保護者や妊婦をサポートする「子育てタクシー」の運行や、独自の取組が展開されている。
- また、高齢化や運転免許証返納の進展に伴う移動に関する不安の増大や、日常生活や観光地における移動ニーズの多様化・小口化への対応のため、持続的で利便性の高いラストワンマイル・モビリティの確保や自動車運送事業におけるDX・GXの推進が益々重要となっている。このような状況を踏まえ、国土交通省では「ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会」を設置し、タクシー、乗合タクシー等に関する課題について総合的な検討を行い、タクシーの最低車両数の緩和措置や乗合タクシーにおける自家用自動車の活用といった新たな制度改正を行った。
- 令和6年3月には、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、タクシー事業者の管理の下で自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業（日本版ライドシェア）が制度化され、佐賀市内においてタクシー事業者2者により自家用車活用事業が実施されている。

1. 県内タクシー事業者数・車両数の推移

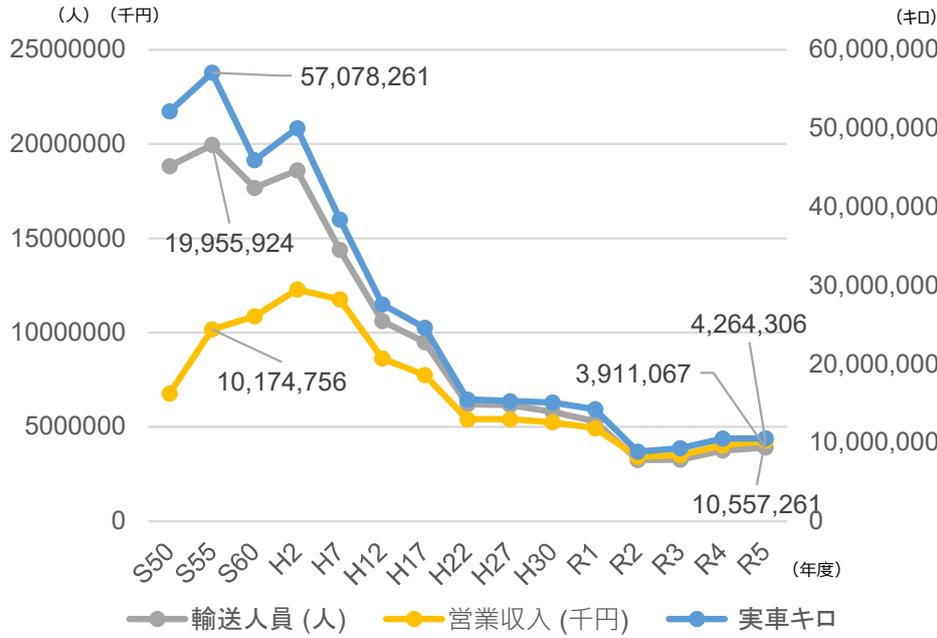
年度	H2		H7		H12		H17		H22		H27		R2		R3		R4		R5	
	事業者数	車両数	事業者数	車両数	事業者数	車両数														
法人タクシー事業者数/車両数	71	1,444	68	1,382	63	1,336	59	1,300	51	1,206	46	1,113	43	1,034	42	1,006	42	983	41	965
個人タクシー事業者数/車両数	68	68	68	68	67	67	70	70	61	61	54	54	46	46	42	42	39	39	34	34
福祉限定専業事業者数/車両数	0	0	0	0	0	0	10	22	23	64	31	75	37	69	41	73	40	69	41	66

2. 規模別タクシー事業者数（令和6年3月31日時点）

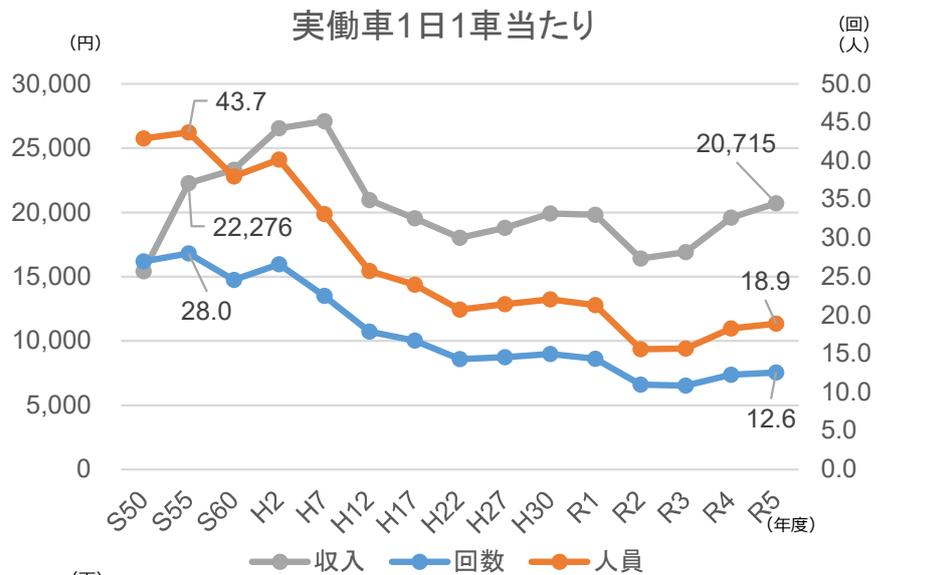


Ⅱ. 管内の概況

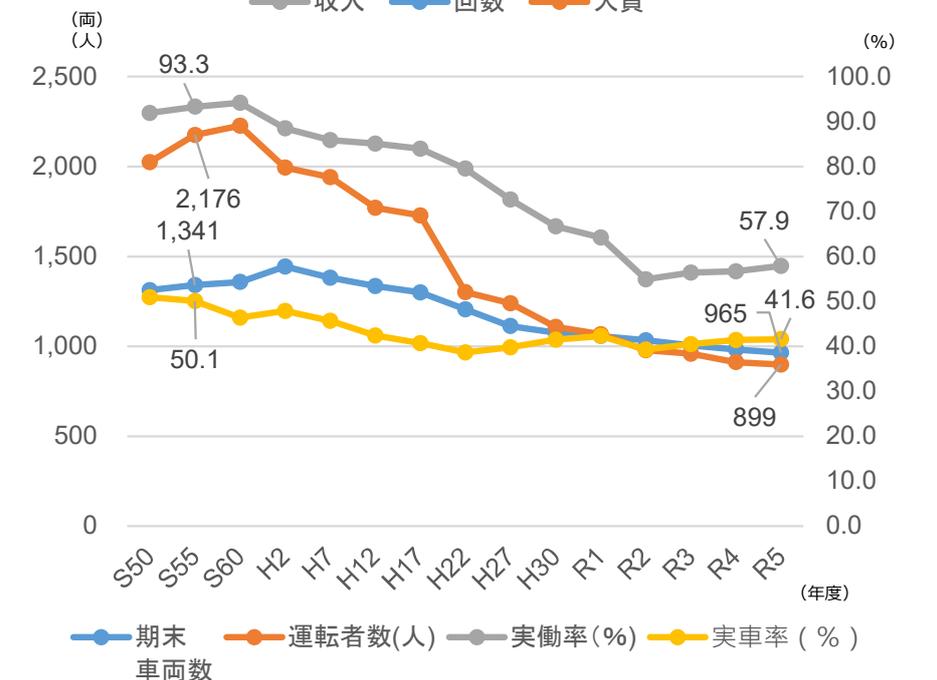
3. 県内法人タクシー事業者の輸送実績等の推移



年度	実車キ口	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)
S50	52,174,549	18,835,154	6,777,979
S55	57,078,261	19,955,924	10,174,756
S60	45,958,861	17,681,335	10,859,642
H2	50,016,055	18,607,191	12,288,736
H7	38,413,742	14,384,020	11,757,417
H12	27,596,019	10,605,687	8,636,363
H17	24,616,845	9,499,912	7,751,812
H22	15,493,006	6,211,813	5,404,415
H27	15,286,573	6,158,860	5,404,500
H30	15,097,791	5,806,146	5,241,249
R1	14,256,932	5,300,778	4,930,990
R2	8,847,573	3,249,614	3,411,482
R3	9,306,221	3,262,042	3,500,648
R4	10,521,364	3,754,885	4,027,372
R5	10,557,261	3,911,067	4,264,306



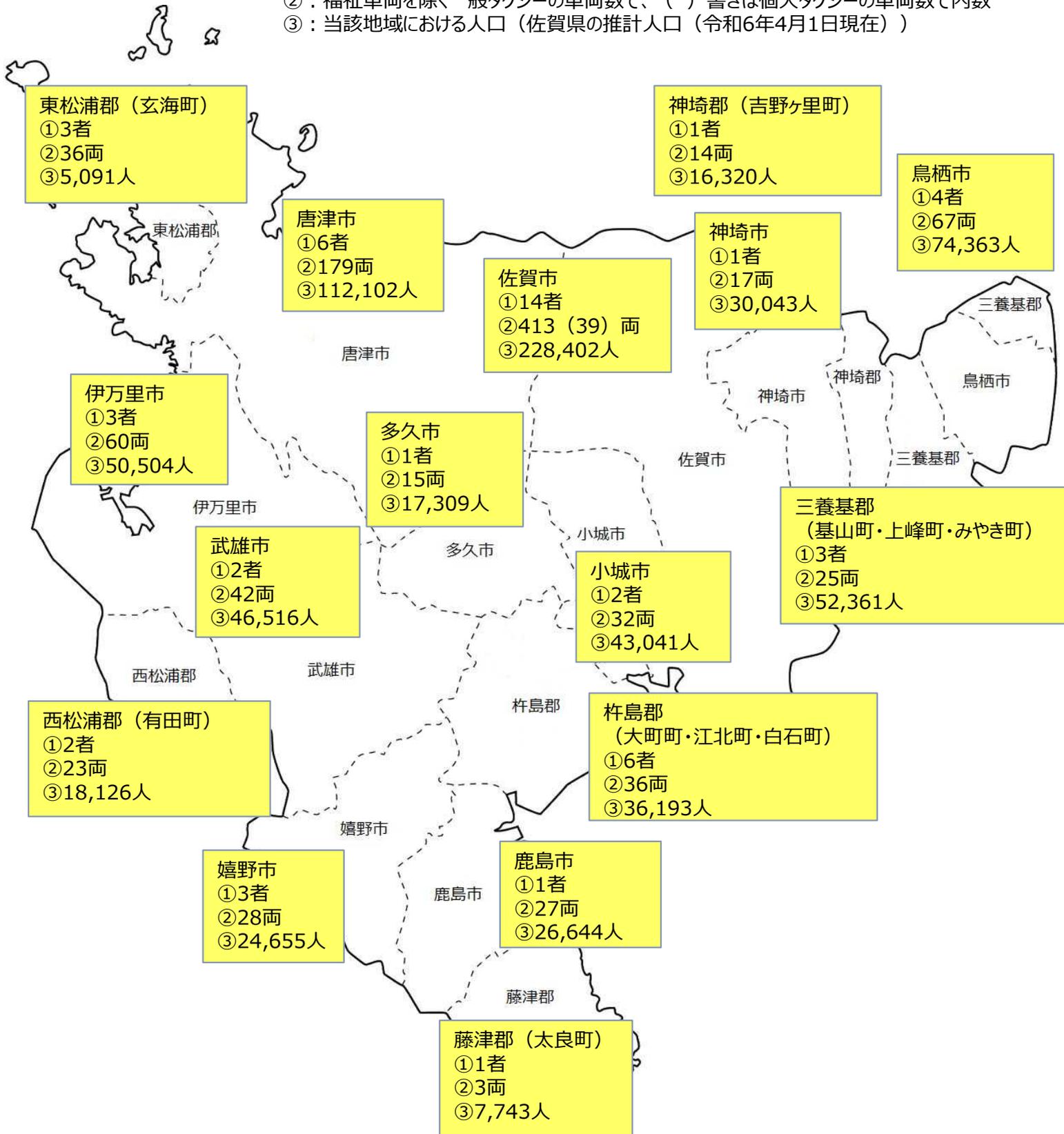
年度	回数	人員	収入
S50	27.0	42.9	15,432
S55	28.0	43.7	22,276
S60	24.6	38.0	23,326
H2	26.6	40.2	26,558
H7	22.5	33.1	27,089
H12	17.9	25.7	20,954
H17	16.7	24.0	19,551
H22	14.3	20.7	18,023
H27	14.6	21.4	18,809
H30	15.0	22.1	19,910
R1	14.4	21.3	19,812
R2	11.0	15.6	16,421
R3	10.9	15.7	16,901
R4	12.3	18.3	19,595
R5	12.6	18.9	20,715



年度	期末車両数	運転者数	実働率	実車率
S50	1,313	2,024	91.9	50.9
S55	1,341	2,176	93.3	50.1
S60	1,358	2,226	94.2	46.4
H2	1,444	1,994	88.5	47.9
H7	1,382	1,941	85.9	45.7
H12	1,336	1,770	85.1	42.4
H17	1,300	1,728	84.0	40.7
H22	1,206	1,302	79.5	38.6
H27	1,113	1,240	72.7	39.8
H30	1,076	1,109	66.7	41.5
R1	1,058	1,067	64.2	42.3
R2	1,034	979	54.9	39.3
R3	1,006	959	56.4	40.5
R4	983	912	56.7	41.4
R5	965	899	57.9	41.6

4. 佐賀県営業区域別タクシー事業者・車両数（令和6年3月31日現在）

- ①：当該地域に営業所を置く一般タクシーの事業者数
- ②：福祉車両を除く一般タクシーの車両数で、（ ）書きは個人タクシーの車両数で内数
- ③：当該地域における人口（佐賀県の推計人口（令和6年4月1日現在））



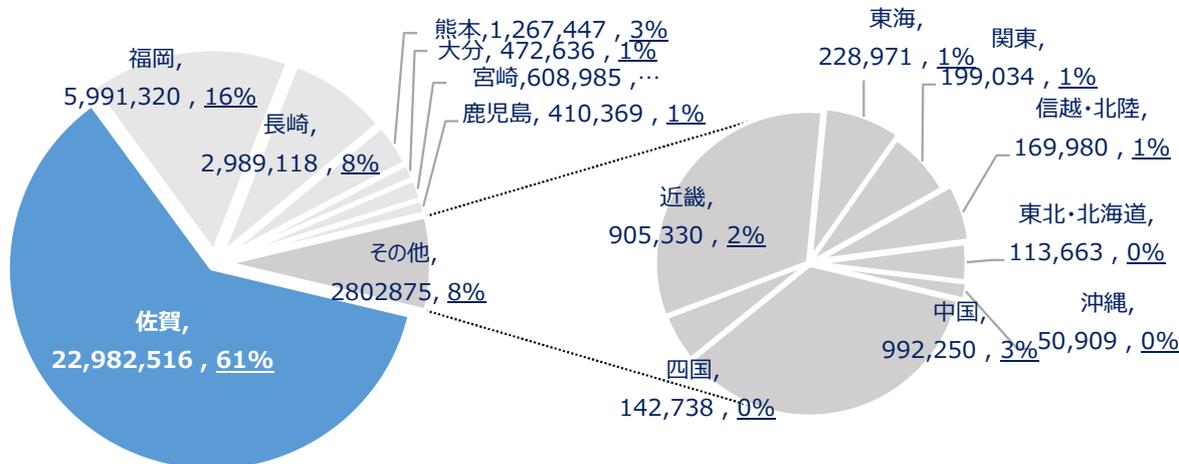
5. 貨物輸送の概況

企画輸送

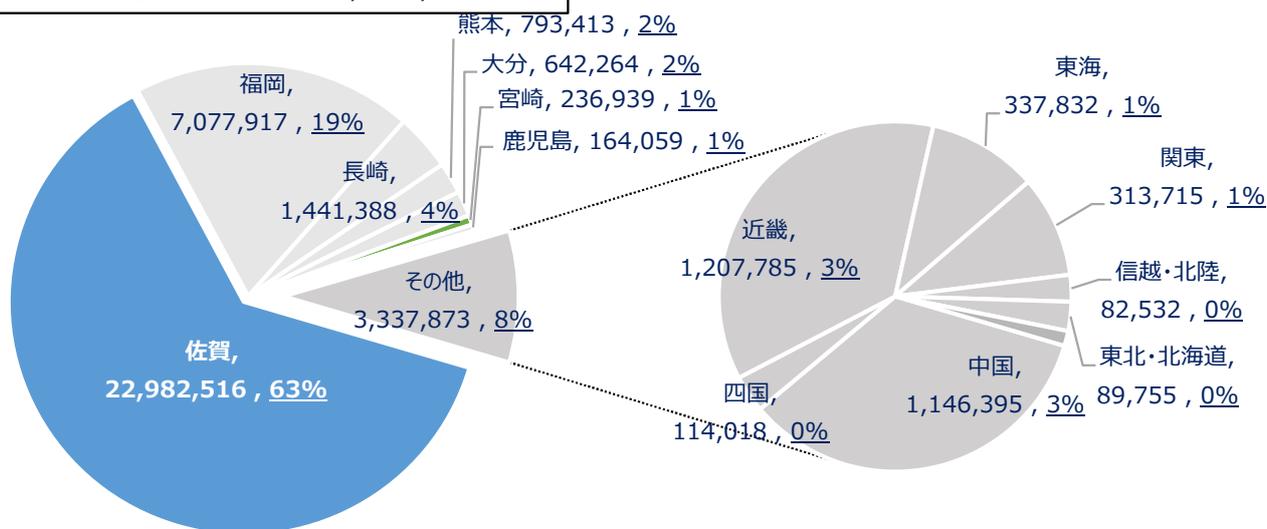
- 令和4年度の管内貨物輸送量は、佐賀県発が対前年度比26%増加（令和3年度 35,602,375トン）し、佐賀県着は対前年度比1%増加（令和3年度 36,322,538トン）した。

1. 貨物流動状況（令和3年度）

佐賀「発貨物」輸送量 45,036,985トン



佐賀「着貨物」輸送量 36,676,369トン



6. 貨物事業の概況

企画輸送

- 佐賀県内におけるトラック事業者数及び車両数は令和5年度末時点で、一般貨物604社10,036両である。その他の事業種別を含む事業者数及び車両数の推移は次ページの表のとおり。
- 物価・原油価格高騰により、県内トラック事業者の経営状況は依然として厳しい状況にあり、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金であることから、運転者の不足や高齢化、ひいては過労運転による重大事故の要因となっている。
- こうした状況の改善を図るため、平成27年度より運送事業者・学識経験者・荷主を含めた関係者で構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央及び各都道府県に設置され、佐賀県においてはこれまで16回開催している。
- 「標準的運賃」は令和2年に告示された後、令和6年には燃料高騰分などを適正に転嫁できるよう運賃水準の引き上げや荷役の対価等を加算するよう見直しを実施された。
- 令和5年7月、荷主企業・元請事業者への監視体制を強化するため創設された「トラックGメン」が、令和6年11月にトラック・物流Gメンに改組され、トラック協会職員から任命された「Gメン調査員」と連携しながら、荷主の違反原因行為に係る情報収集や荷主への法的措置に取り組んでいる。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

年度	S55	S60	H2	H12	H15	H22	R1	R2	R3	R4	R5
一般	235	240	307	450	497	576	612	622	636	608	604
特別積合	10	16	18	19	17	20	22	22	24	24	25
特定	22	21	15	11	9	3	1	0	0	0	0
霊柩	22	24	27	39	40	41	32	32	34	33	31
軽貨物	109	259	511	896	891	860	818	847	895	859	905
軽霊柩	26	25	27	29	20	16	9	6	10	9	9

※一般貨物事業者には特別積合事業者、軽貨物には軽二輪を含んでいる。

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

年度	S55	S60	H2	H12	H15	H22	R1	R2	R3	R4	R5
一般	3,521 (396)	4,221 (611)	5,810 (835)	9,023 (261)	9,488 (230)	10,444 (97)	11,390 (106)	11,493 (106)	11,629 (106)	9,973 (109)	10,036 (107)
特定	156	165	122	80	53	12	8	0	0	0	0
霊柩	37	41	46	88	95	111	117	116	120	126	124
軽貨物	191 <26>	482 <25>	842 <27>	1,235 <30>	1,228 <24>	1,375 <27>	1,541 <18>	1,502 <16>	1,555 <16>	1,620 <12>	1,638 <12>

※一般貨物車両数の()は特積事業者の運行車で内数である
軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3. 規模別事業者数（一般・特定）

(総計439社 ※佐賀県内に主たる事務所を有する事業者)

車両数規模別

令和6年3月31日現在

	5両まで	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで
事業者数	135	110	132	39	17	6
構成比	30.8%	25.1%	30.1%	8.9%	3.9%	1.4%

従業員数規模別

	10人まで	20人まで	50人まで	100人まで	300人まで	1000人まで
事業者数	263	70	73	17	15	1
構成比	59.9%	15.9%	16.6%	3.9%	3.4%	0.2%

資本金規模別

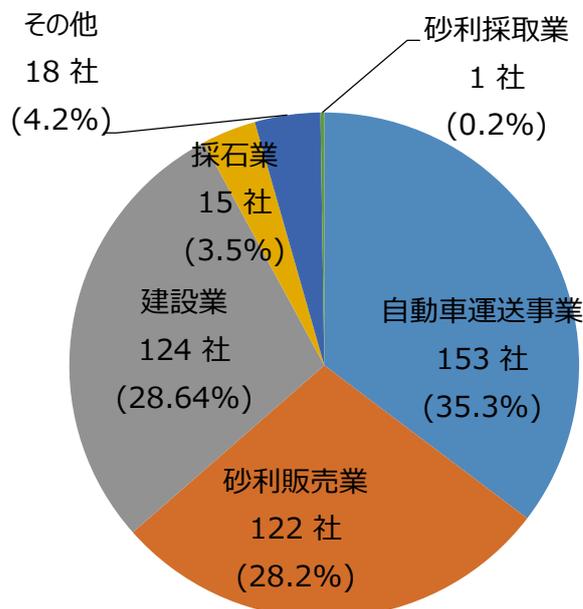
	個人	300万まで	500万まで	1000万まで	5000万まで	1億まで	1億超
事業者数	40	140	53	104	95	7	0
構成比	9.1%	31.9%	12.1%	23.7%	21.7%	1.6%	0.0%

7. 大型貨物自動車（ダンプカー）の概況

企画輸送

- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務づけられている。佐賀県内の業者別使用者数及び車両数は下表のとおり。

表示	業種	事業者数	車両数
営	自動車運送事業	153 社	877 両
販	砂利販売業	122 社	209 両
建	建設業	124 社	203 両
石	採石業	15 社	48 両
他	その他	18 社	36 両
砂	砂利採取業	1 社	1 両
砕	砕石業	0 社	0 両
		433 社	1,374 両

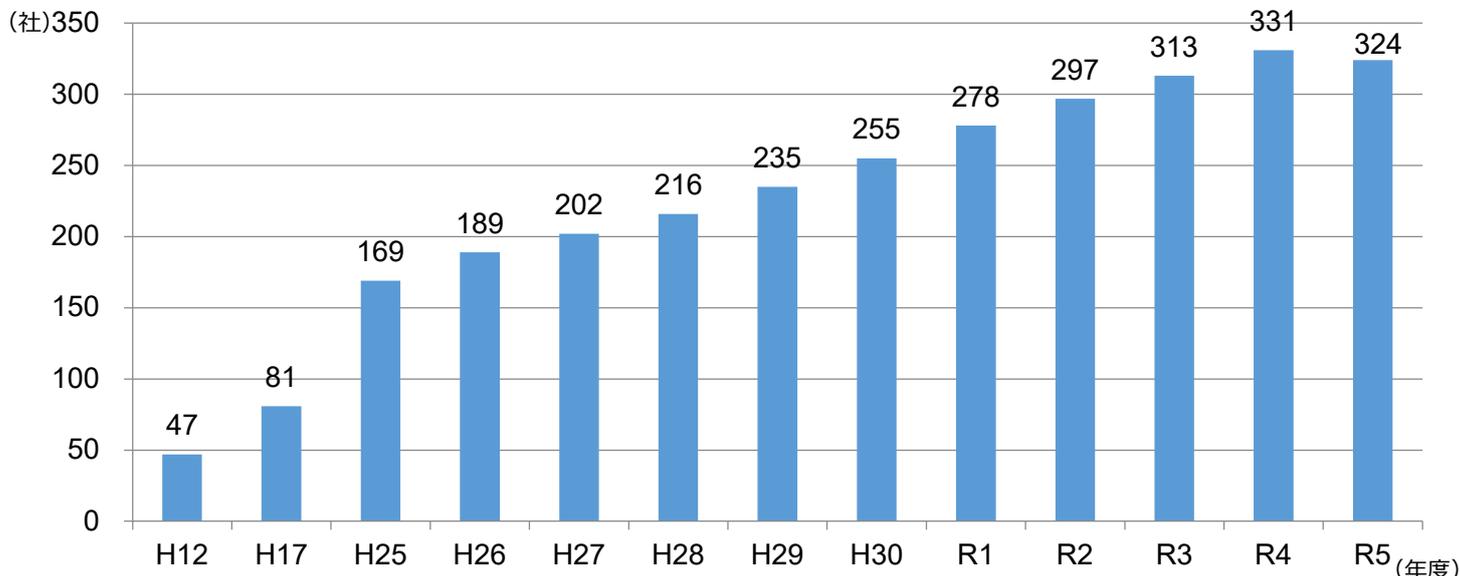


8. レンタカーの概況

企画輸送

- レンタカーは、自家用自動車の代替輸送手段として、必要なときに必要なだけ利用できる利便性と経済性を有し、公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着しており、旅行、ビジネス、福祉など不特定多数の人々に様々な用途で使用されている。
- 用途の拡大、新規参入事業者の増加、都市圏におけるカーシェアリングサービスの事業拡大、車検整備や事故車修理代車としての使用等がレンタカー需要の伸長要因と見られ、佐賀県内においても事業者数が増加傾向にある。
- 今後ますます多様化するニーズに対応した車両の提供や大量交通機関との連携、乗り捨てサービスネットワークの採用等を積極的に行い、環境保全や交通渋滞緩和にもつながるサービスを展開していく必要がある。

1. レンタカー事業者数の推移



1. 自動車運送事業の監査の概況

監査

- 国土交通省は、自動車運送事業者の事故防止に資する各種ルールを定め、事故防止及び法令遵守の徹底を目的とした監査を実施している。令和3年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」で掲げられている実効的な監査を実現するため、適正化事業実施機関とも連携し、監査業務の対象を、輸送の安全確保に支障をきたす重大な法令違反の疑いがある事業者、重大事故惹起事業者、警察・労基からの通報事業者、監視対象貸切バス事業者、内部告発等の違反の疑いがある事業者といった、社会的に監査実施の要請が高い事業者に重点化している。
- トラック運送事業者の取引環境改善に向けた対策の一環として、「荷主対策の深度化」が掲げられており、荷主が違反行為に関与している“疑い”から段階的に「働きかけ」を行い、荷主疑いに相当の理由がある場合は国土交通省から「要請」を実施し、それでもなお改善されない場合は「勧告・公表」を行う。また、関係省庁に対して当該事案に係る情報の提供も実施し、政府全体で連携して取り組んでいる。

1-1. 監査実施件数等の推移

【表1】九州運輸局管内の監査実施件数の推移 (単位: 件)

業態	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バス	19	10	12	53	67
タクシー	44	16	10	10	34
トラック	105	74	60	59	75
計	168	100	82	122	176

【表2】佐賀運輸支局管内の監査実施件数の推移 (単位: 件)

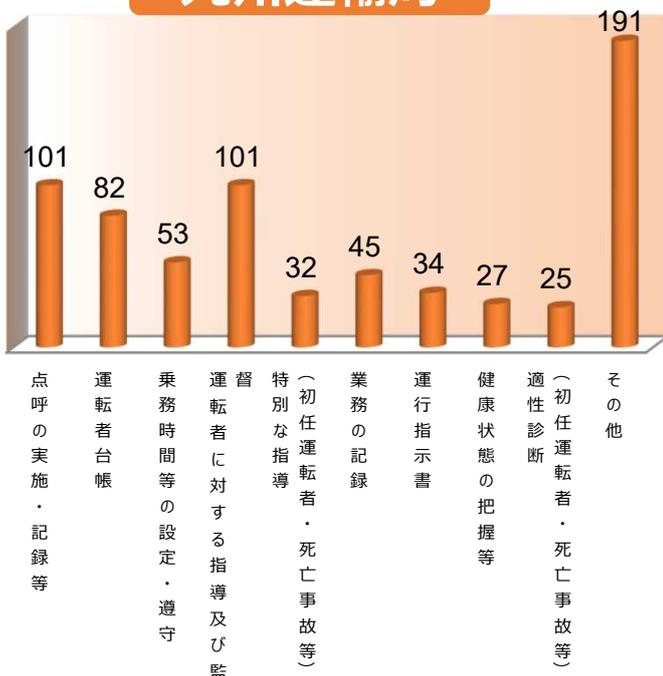
業態	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バス	3 (2)	1 (1)	3 (2)	5 (4)	6 (5)
タクシー	7 (6)	1 (2)	6 (5)	1 (0)	1 (1)
トラック	2 (4)	5 (3)	10 (10)	7 (8)	9 (10)
計	12 (12)	7 (6)	19 (17)	13 (12)	16 (16)

【表2】中の括弧外の数値は監査実施件数を、括弧内の数値は行政処分等を行った件数を表す。
※行政処分等とは、輸送施設の使用停止以上の行政処分、文書警告及び文書勧告をいう。

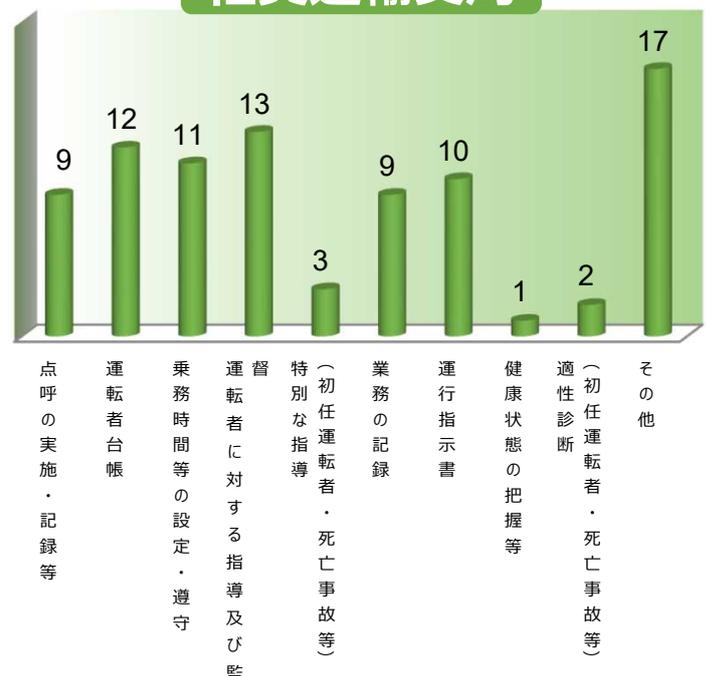
1-2. 違反項目別行政処分件数 [令和5年度]

- 令和5年度の行政処分を違反項目別に見ると、九州運輸局全体においては、点呼の実施・記録等の不備及び運転者に対する指導及び監督に関する処分が突出している。佐賀運輸支局においては、運転者に対する指導及び運転者台帳、乗務時間の設定・遵守の比率が高い傾向にあった。

九州運輸局



佐賀運輸支局



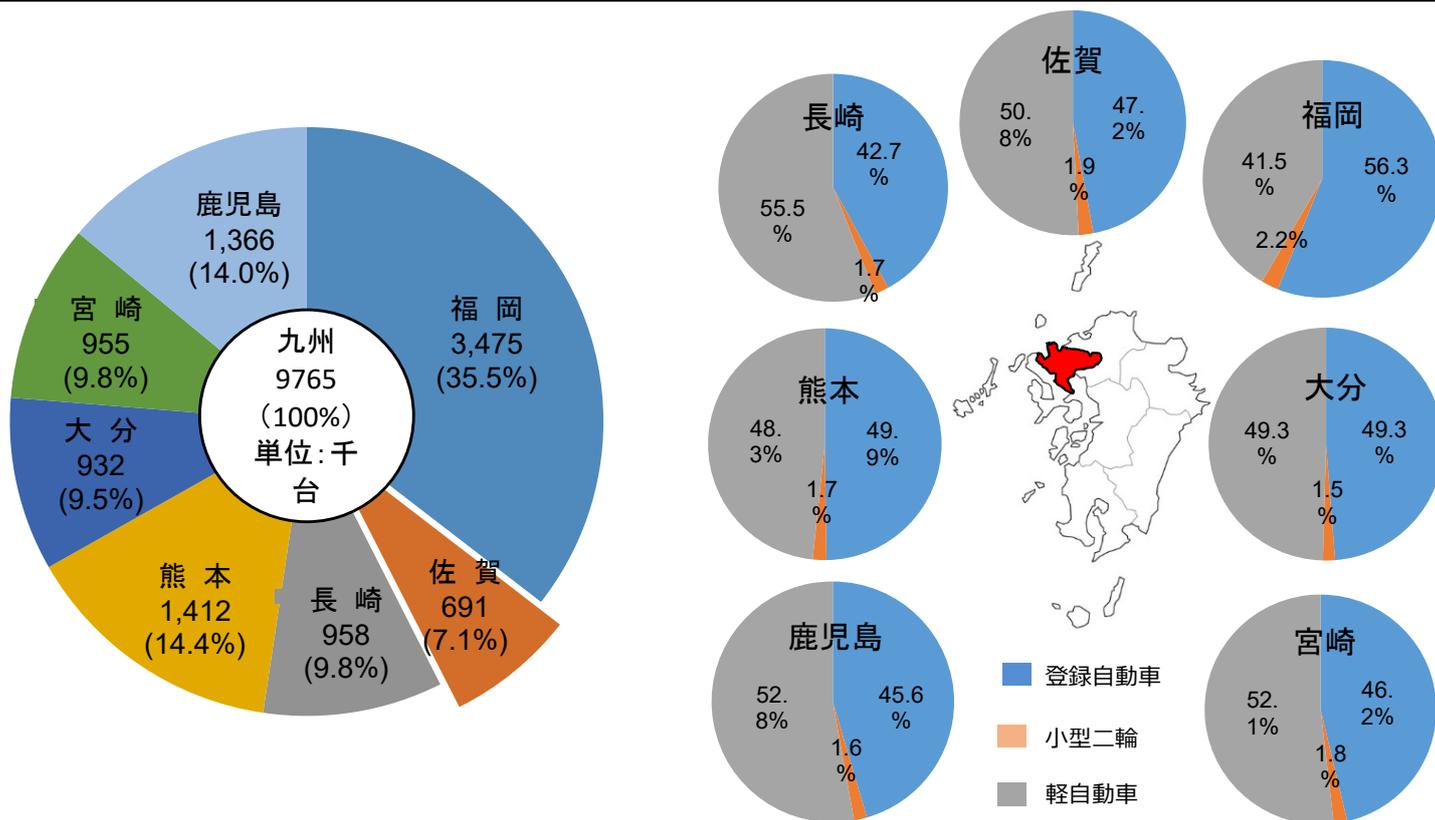
1. 自動車登録の概況

登録

- ▶ **〈登録の目的〉** 自動車の登録制度は、「所有権の公証」により第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（自動車の使用実態の把握、盗難防止、徴税・リサイクル関係、Nox・PM対策、安全性の確保など）をもつ「行政登録」からなる。
- ▶ **〈登録業務〉** 当初は紙原簿方式だったが、昭和45年に電子情報処理システムが導入されて以降、激増する自動車登録・検査業務が円滑に処理できるよう、数回のシステム更改によりファイル容量の拡大及び処理時間の短縮が図られ、令和5年1月より現行の新システムで稼働中である。
- ▶ **〈ナンバープレートについて〉** 平成11年5月より分類番号の3桁化と併せ、ユーザーが希望するナンバーを取得することができる希望ナンバー制が導入された。また、オリンピック・パラリンピックの開催を記念した特別仕様ナンバープレートが、平成29年10月から令和3年11月までの期間限定で交付され、さらに令和4年4月から「全国版図柄入りナンバープレート」、令和4年10月から「大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート」の交付を開始している。
- ▶ **〈ワンストップサービス(OSS)申請〉** ユーザーの利便性の向上及び業務の効率化を図るため、申請者が自宅に居ながらにしてインターネットにより自動車の登録ができるOSS申請が、平成17年12月から一部地域で稼働開始し、当支局は平成30年1月から運用中である。さらに令和4年1月より、引越に伴う自動車の変更登録をOSS申請で行う場合に、ナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予する特例の運用が開始され、申請者の負担軽減を図っている。
- ▶ **〈自動車検査証の電子化〉** デジタル・ガバメントの実現に向けた取り組みの一つとして、令和5年1月より車検証の電子化(A6サイズ相当の厚紙にICタグを貼り付ける方式)を行うとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）等が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を開始している。
- ▶ **〈佐賀県の特徴〉** 自家用乗用車（登録自動車と軽自動車）の一世帯当たりの保有台数は、全国の平均1.01台、九州の平均1.16台に対し、佐賀県は平均1.48台で全国12位、九州では最も高い数値を示している。（一般財団法人自動車検査登録情報協会資料：令和6年3月末現在）

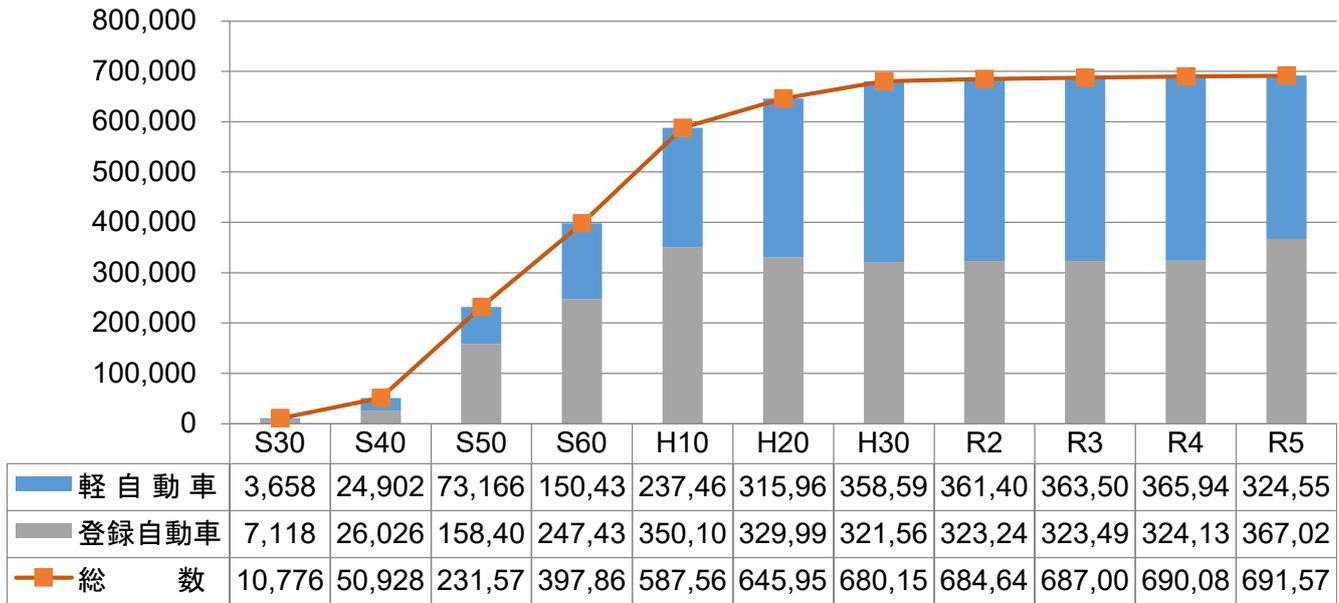
1. 九州運輸局管内保有車両数（令和6年3月31日現在）

車種別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	合計
登録自動車	1,936,953	324,550	403,321	699,386	453,017	443,055	620,384	4,880,666
小型二輪	87,415	15,450	18,816	28,537	16,111	19,217	24,629	210,175
軽自動車	1,451,389	351,576	536,409	684,507	463,053	493,609	721,721	4,702,264
合計	3,475,757	691,576	958,546	1,412,430	932,181	955,881	1,366,734	9,793,105



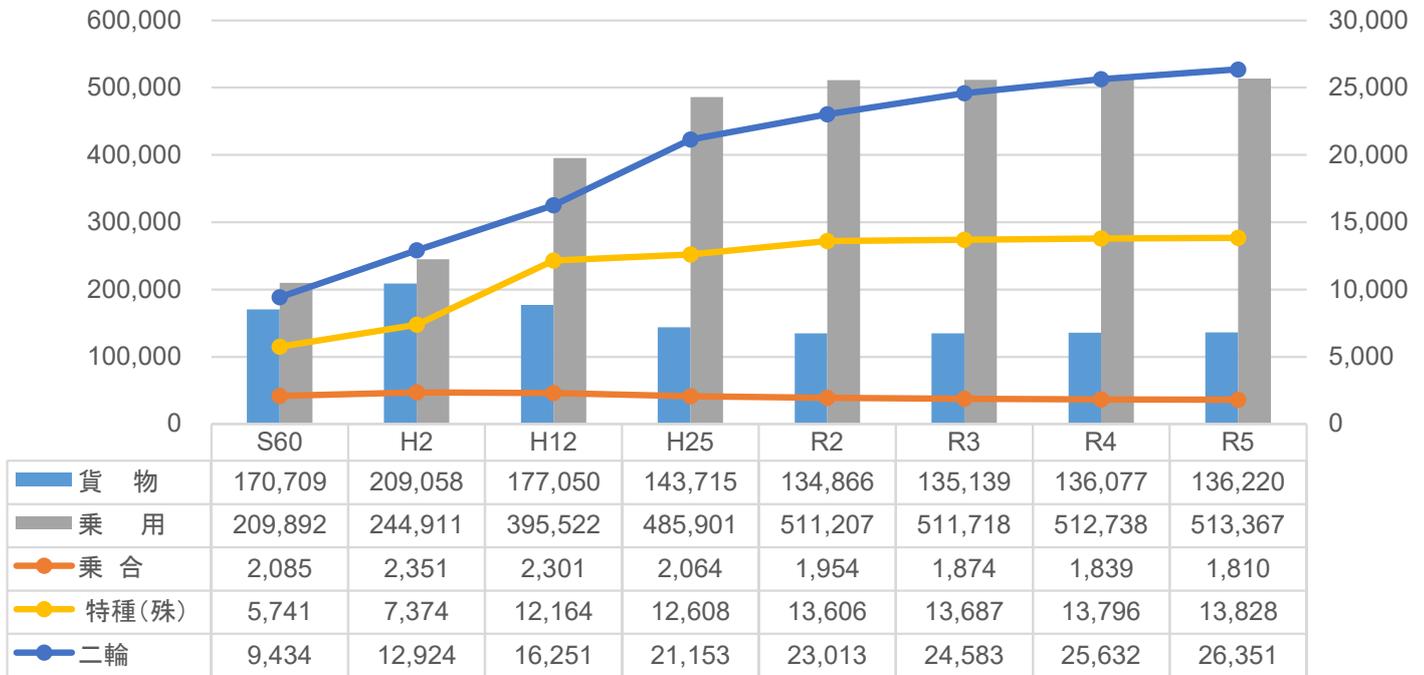
Ⅱ. 管内の概況

2. 管内保有車両数の推移（各年度末現在）



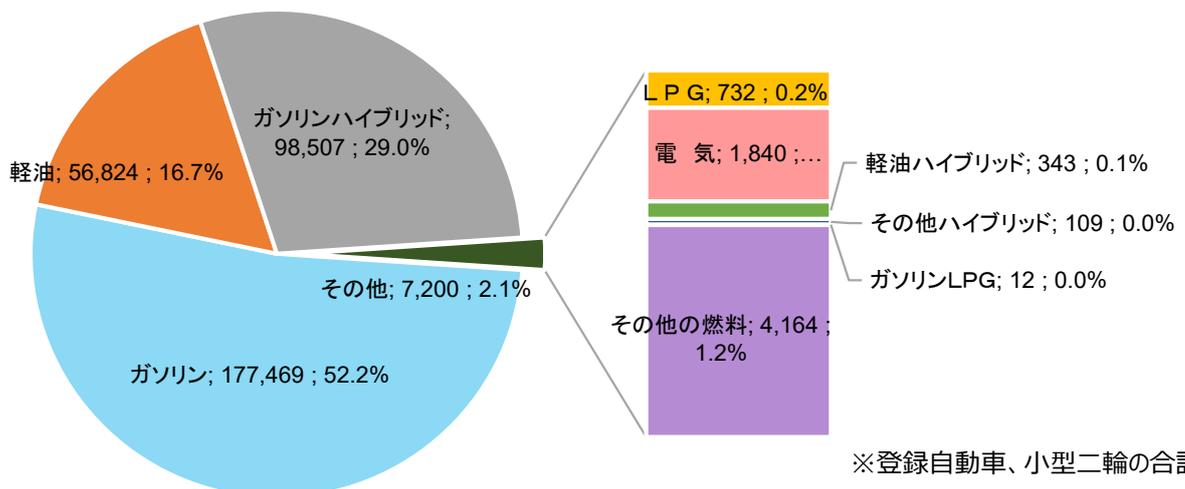
※軽自動車には小型二輪を含む

3. 管内用途別自動車数の推移（各年度末現在）



※登録自動車、二輪、軽自動車の合計数

4. 管内燃料別保有車両数（令和6年3月31日現在）



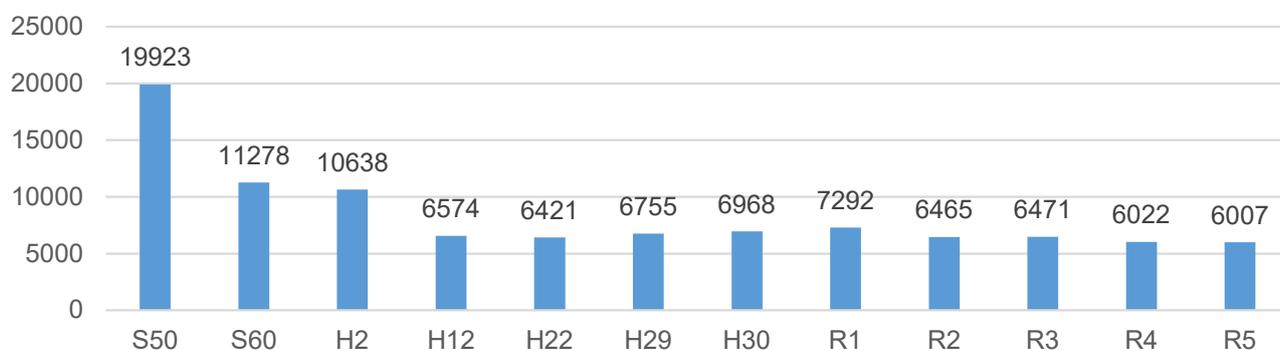
※登録自動車、小型二輪の合計数

5. 臨時運行許可

臨時運行許可行政庁

行政庁名	担当課	電話番号	行政庁名	担当課	電話番号
佐賀市	市民生活課	0952-40-7085	多久市	市民課	0952-75-6116
唐津市	市民課	0955-72-9120	嬉野市 (塩田庁舎)	市民課	0954-66-9118
唐津市 (相知支所)	総務福祉課	0955-53-7123	嬉野市 (嬉野庁舎)	市民課	0954-42-3304
伊万里市	市民課	0955-23-2143	有田町	税務課	0955-46-2736
武雄市	市民課	0954-23-9225	小城市	税務課	0952-37-6103
鹿島市	市民課	0954-63-2117	神埼市	市民課	0952-37-0116
鳥栖市	市民課	0942-85-3581			

臨時運行許可件数の推移（各年度末現在）



6. 回送運行許可

許可事業者・貸与数 推移（各年度末現在）



貸与組数別許可事業者数（令和6年3月末現在）

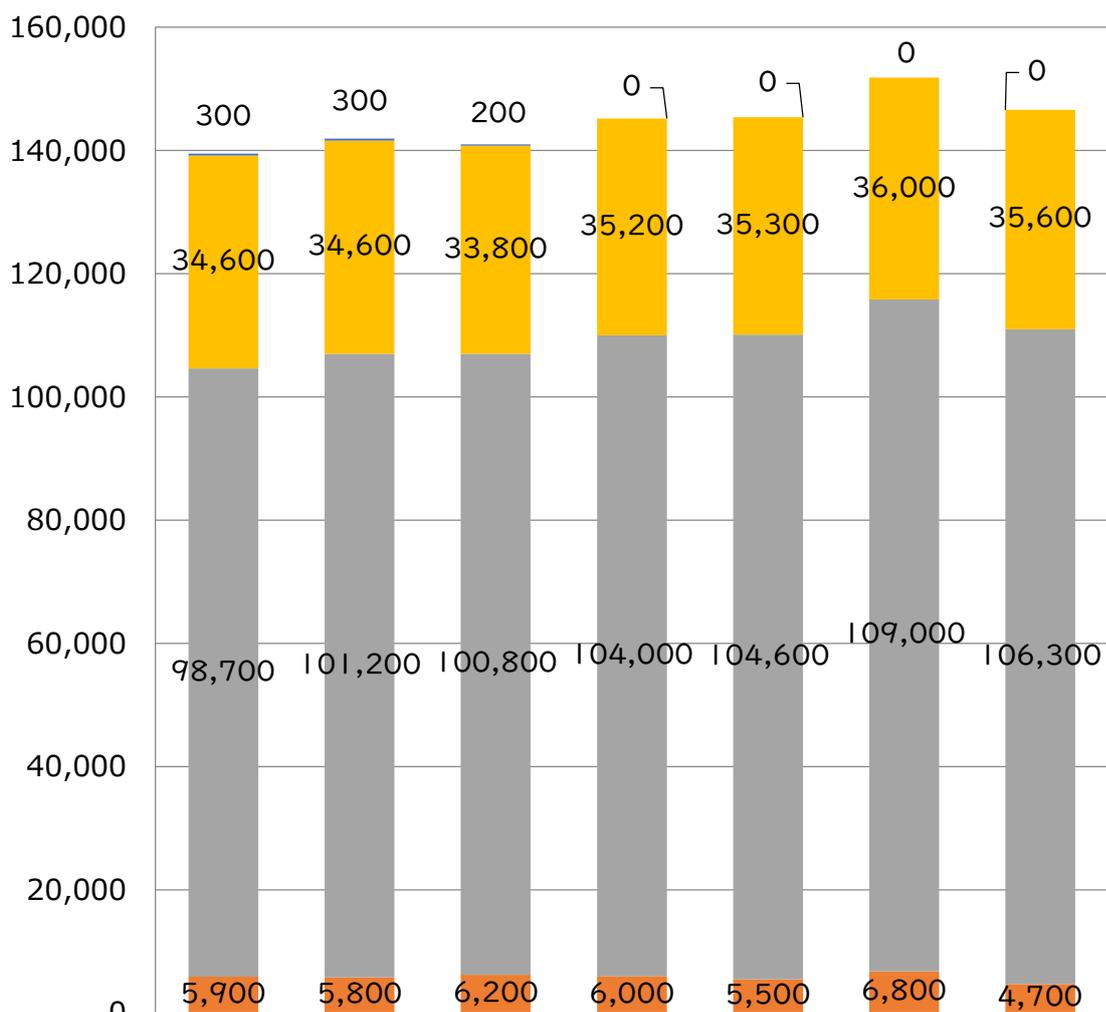
貸与組数	1組	～3組	～5組	～10組	～20組	21組以上
事業者数	160	29	7	10	5	1

1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況

整備・保安・検査

- 自動車の検査制度は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものである。自動車の使用者は点検整備制度に基づき、自動車の日常点検及び定期点検を行うことにより車両を保守管理することが義務付けられている。
- 佐賀県内の自動車の検査対象車両数は、令和6年3月末において691,576台である。その内、軽自動車は351,576台を占めており、その検査の手続き業務については軽自動車検査協会において行われている。佐賀運輸支局においては、軽自動車を除く検査対象車両340,000台について検査の手続き業務を行っており、新規検査等（構造変更、予備検査を含む）については年間4,700台、継続検査については142,000台となっている。

1. 検査種別の検査車両数の推移



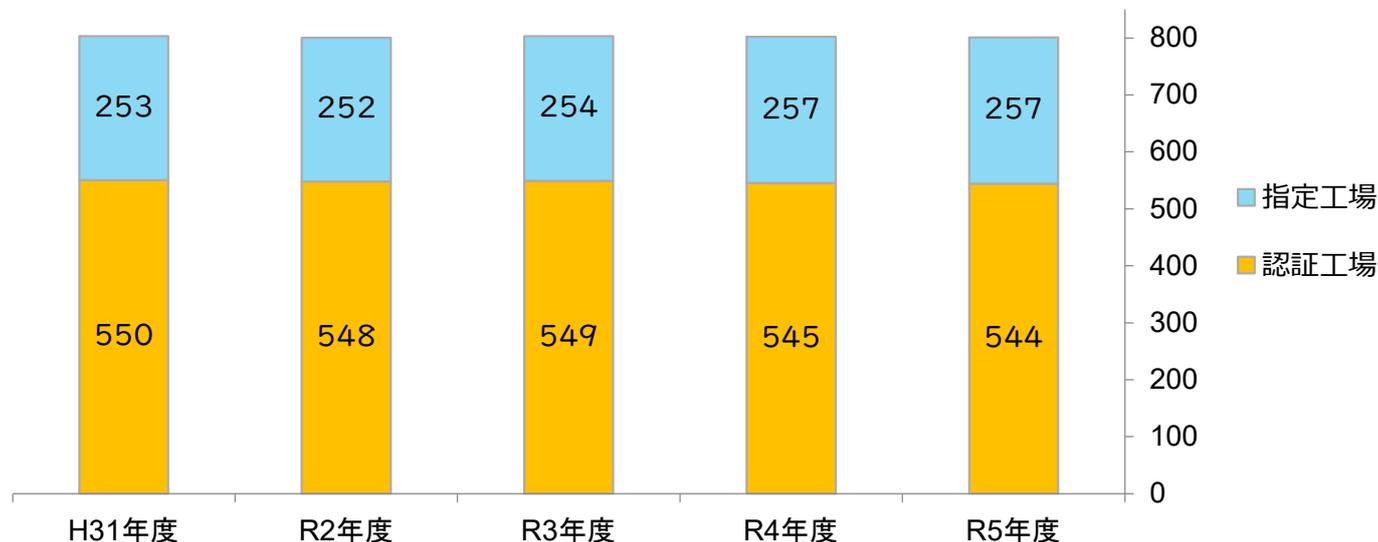
※検査件数は、100件単位で計上しており実際の件数と異なる（50件未満は切り捨て）。
 ※H30.1より開始した継続検査（OSS）の件数を、令和3年分より計上した。
 上記計上方法により、H30、H31年度の記載数値に変動がある（H29年度は変動無し）。

2. 自動車整備事業の概況

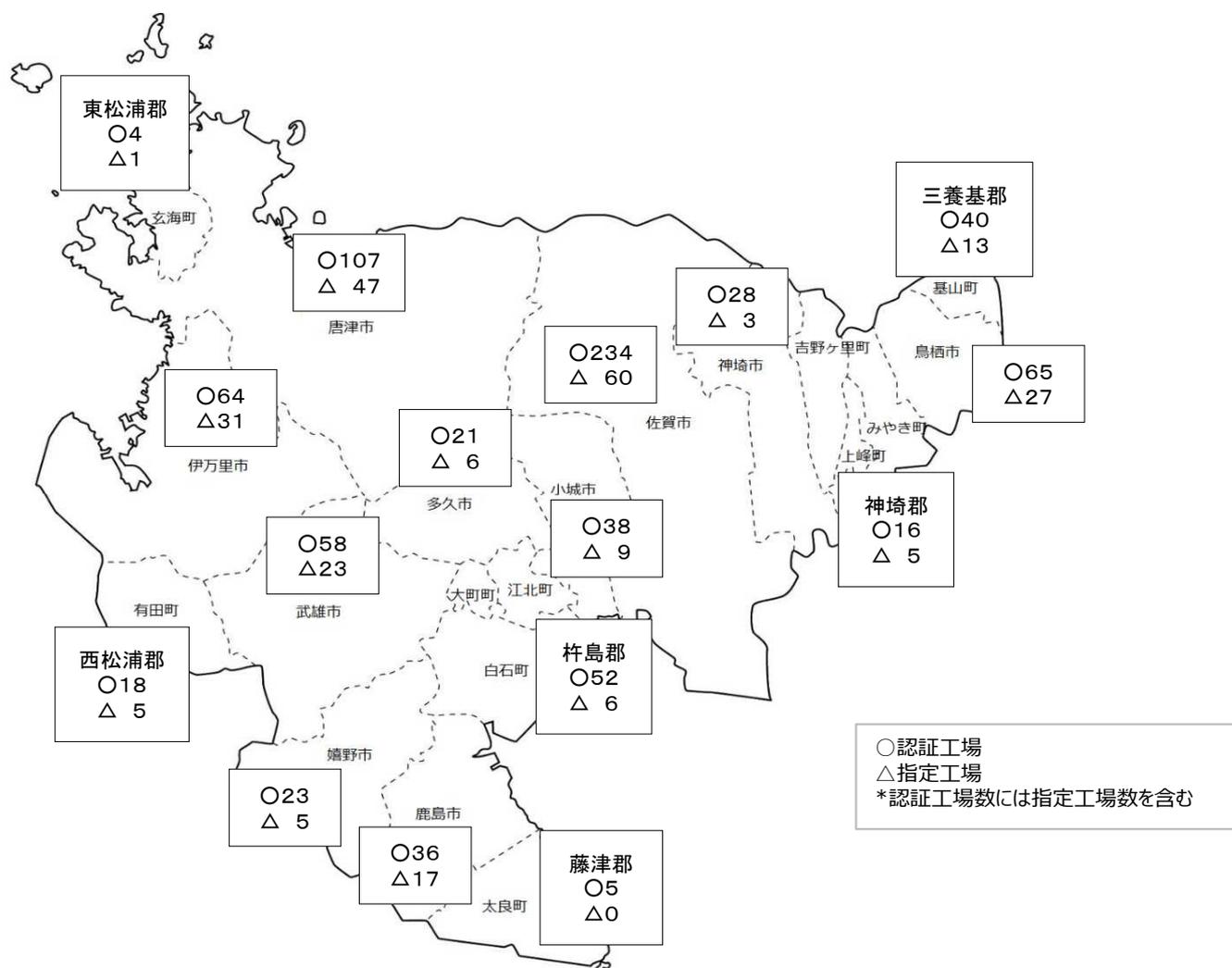
整備・保安・検査

- ▶ 佐賀県内の自動車特定整備事業場（認証工場）は、令和6年3月末現在、801工場で、前年よりも1工場減少している。一方、指定工場は257工場で、前年と同数の状況となっている。
- ▶ 近年、自動車はITの発達により電子制御による新技術の利用が広まり、自動車整備士の技術力の向上が求められているため、整備主任者研修・自動車検査員研修等を毎年実施し、技術の向上を図っている。

1. 自動車整備事業場の推移



2. 市郡別認証工場数及び指定工場数

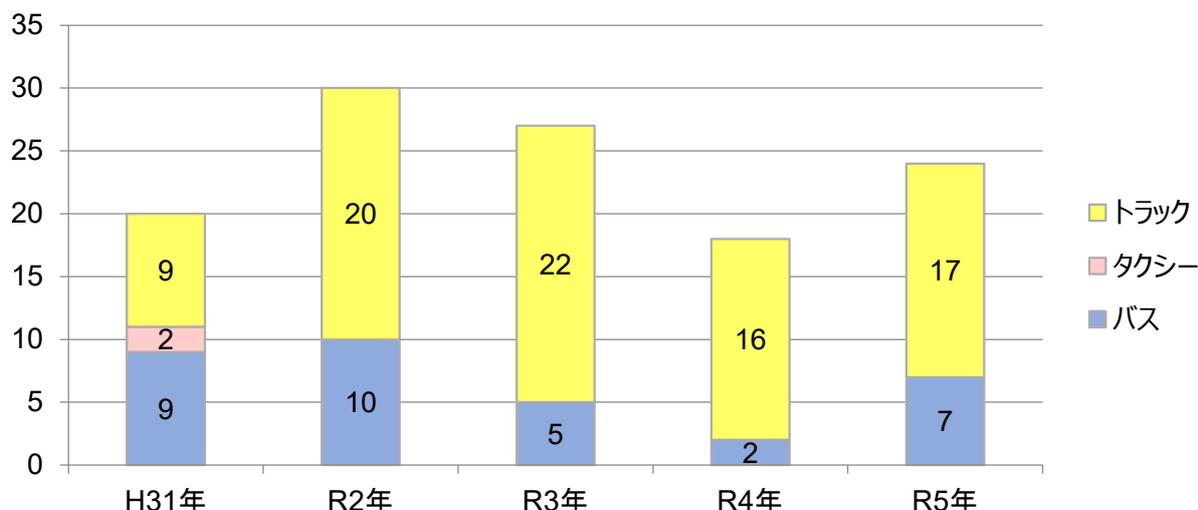


3. 自動車の事故・公害関係の概況

整備・保安・検査

- 国土交通省は「事業用自動車総合安全プラン2025」をとりまとめ、令和7年までに①死者数225人以下、②重傷者数2,120人以下、③人身事故件数16,500件以下、④飲酒運転ゼロを目標に、事業用自動車の交通事故防止に取り組んでいる。
- 佐賀県における令和5年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数24件、死者数3人、負傷者数34人であり、発生件数及び負傷者数は昨年より増加している。
- 自動車の排出ガスによる大気汚染が大きな社会問題となり、その改善を図るために新車及び使用過程車について、道路運送車両の保安基準が逐次改正される等規制が強化されている。
- 自動車にかかる騒音規制は、定常走行騒音・加速走行騒音・使用過程にある自動車を測定しやすい近接排気騒音の3種類による規制が実施され、騒音についても逐次改正され規制強化が図られている。自動車を良好な状態に維持するには定期的な点検・整備を実施することが必要であり、その醸成を図るため各種運動等を実施し啓発を図っている。

1. 業態別事業用自動車重大事故件数の推移



2. 事故区分別 業態別 重大事故件数の推移

バス

区分	車両故障	車内	衝突	健康起因	計
R3	4	0	1	0	5
R4	2	0	0	0	2
R5	2	2	2	1	7

タクシー

区分	衝突	死傷	健康起因	計
R3	0	0	0	0
R4	0	0	0	0
R5	0	0	0	0

トラック

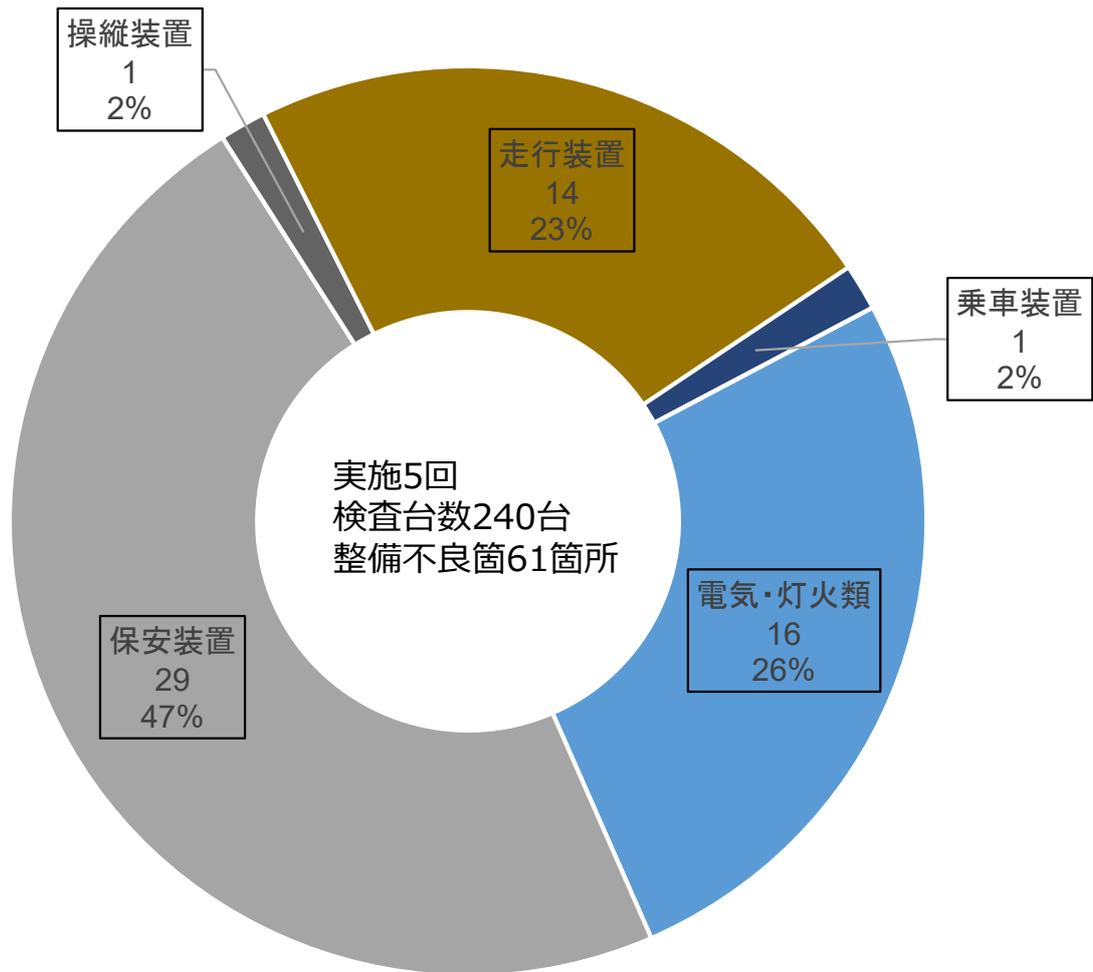
区分	衝突	死傷	車両故障	火災	転覆	転落	交通障害	その他	計
R3	5	6	2	0	2	0	2	5	22
R4	3	5	3	0	2	1	0	2	16
R5	7	1	1	2	1	0	2	3	17

4. 街頭検査の実施状況

整備・保安・検査

➤ 県警との連携のもと、不正改造車・整備不良車の取締りや街頭検査を積極的に実施。

・ 装置別整備不良件数（令和5年度 一般街頭検査）



- ・ 総街頭検査台数 1426台
- ・ 整備命令発令件数 5件

- ・ 可搬式ナンバー自動読取装置による無車検車両調査台数 0台（雨天中止）
- ・ 無車検車両取締り台数 1台

1. 運航関係事業の概況

海事

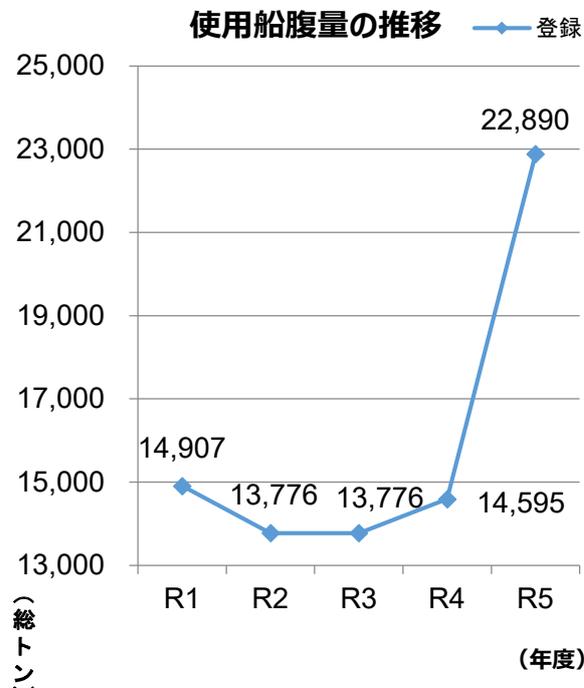
1. 内航海運関係

- 内航海運は、国内物流の約4割（トンキロベース）、特に鉄鋼、石油製品、セメント等の産業基礎物資輸送の約8割を担っている。経済性が高く環境保全の面でも優れており、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして重要な役割を果たしている。管内の登録事業者数は21業者で、使用船腹量は台船の登録が増加したことにより対前年度比56.8%の増加となっている。（下表参照）

内航海運事業者数の推移



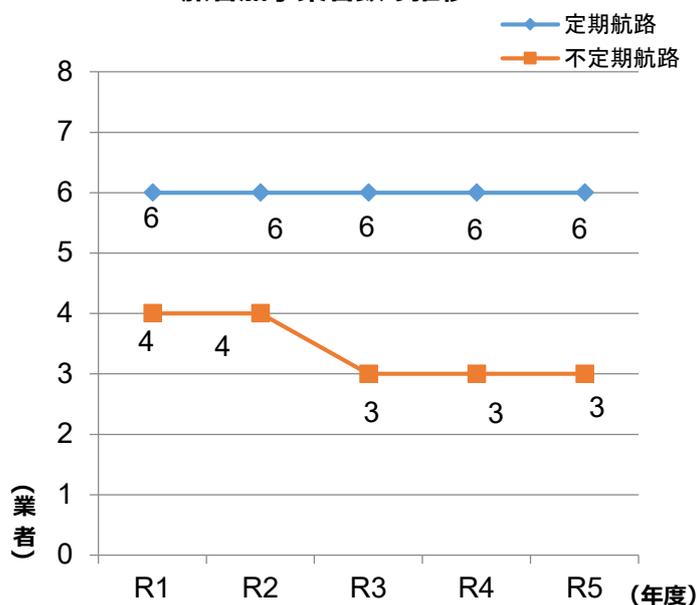
使用船腹量の推移



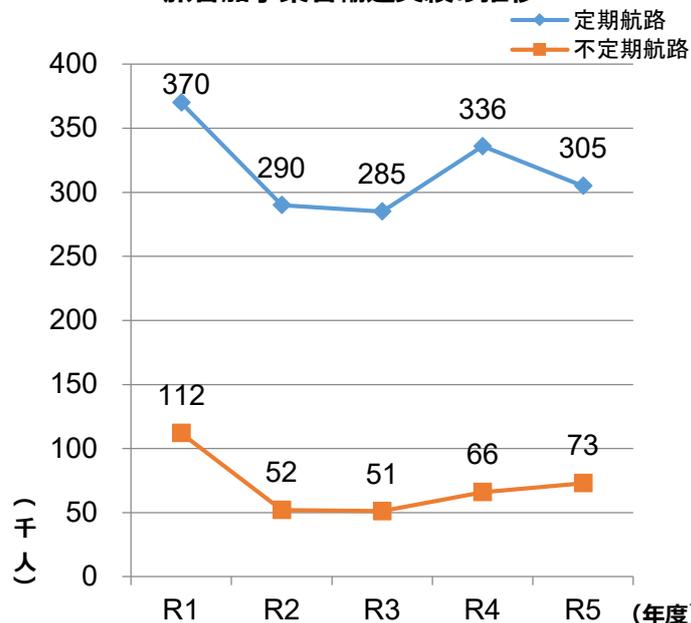
2. 旅客船事業関係

- 管内の旅客船事業者数は、一般旅客定期航路事業 6者6航路、旅客不定期航路事業 3者3航路となっている。（下表参照）
- なお、一般旅客定期航路事業者のうち、4航路が国庫補助航路、2航路が県単補助航路として指定を受け、離島地域住民の生活航路として、また、公共交通機関として重要な役割を果たしている。
- 令和5年度の輸送人員は、前年と比較して定期航路では9.2%減少し、不定期航路では10.7%増加した。

旅客船事業者数の推移



旅客船事業者輸送実績の推移



2. 港湾運送事業の概況

海事

1. 港湾運送事業の概況

- ▶ 港湾運送事業は、指定港湾における船積み貨物の積み卸し、はしけ及びいかだによる運送、上屋その他の荷さばき場への搬出及び一時保管を行う事業であり、管内では唐津港及び伊万里港が指定されている。2港における港湾運送事業者は下表のとおりとなっている。

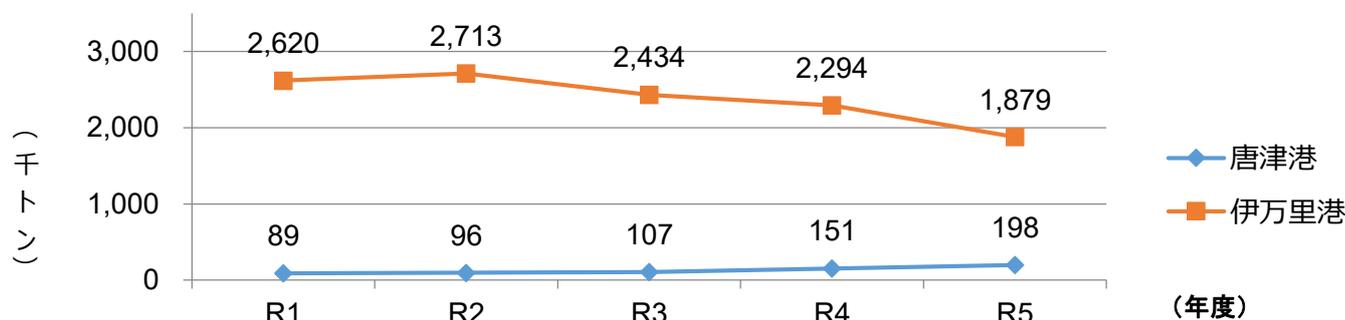
(令和6年3月末現在)

区分 港名	業種				
	一般港湾運送 (限定)	港湾荷役			はしけ
		一貫	船内	沿岸	
唐津港	1	-	2	2	-
伊万里港	1	2	-	-	1

2. 港湾荷役実績

- ▶ 唐津港における令和5年度の港湾荷役実績は対前年度比31.1%増の19.8万トンで、主要取扱貨物は鉄鋼、金属機械工業品、砂・砂利・石材、化学肥料等となっている。(下表参照)
- ▶ 伊万里港における令和5年度の港湾荷役実績は対前年度比18.1%減の187万トンで、主要取扱貨物はコンテナ、鉄鋼、林産品、石炭、金属くず、農水産品等となっており、全取扱量の約76%をコンテナ(主に中国、韓国)が占めている。(下表参照)

港湾荷役推移



令和5年度 唐津港荷役実績内訳

(千トン)



令和5年度 伊万里港荷役実績内訳

(千トン)

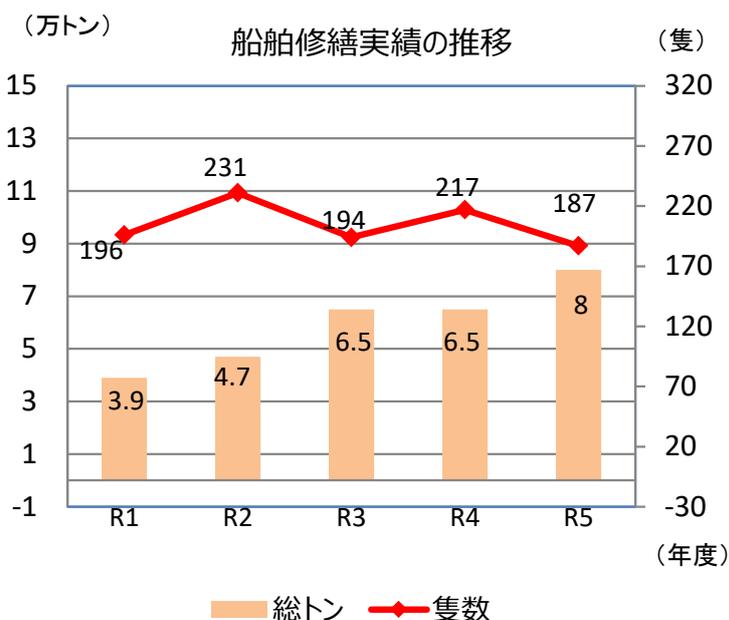
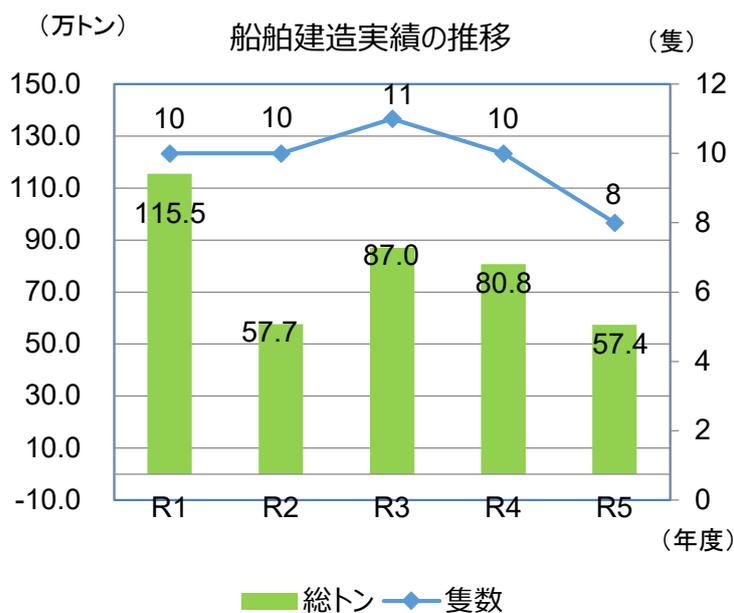


3. 海事産業関連事業の概況

海事

1. 造船事業の概況

- 管内における造船事業者数は、許可造船所2者、登録造船所1者、届出造船所5者となっており、兼業を除いた実事業者数は8者。
- 管内造船所の令和5年度における建造量は8隻で57.4万総トン、修繕量は187隻で8万総トンとなっている。

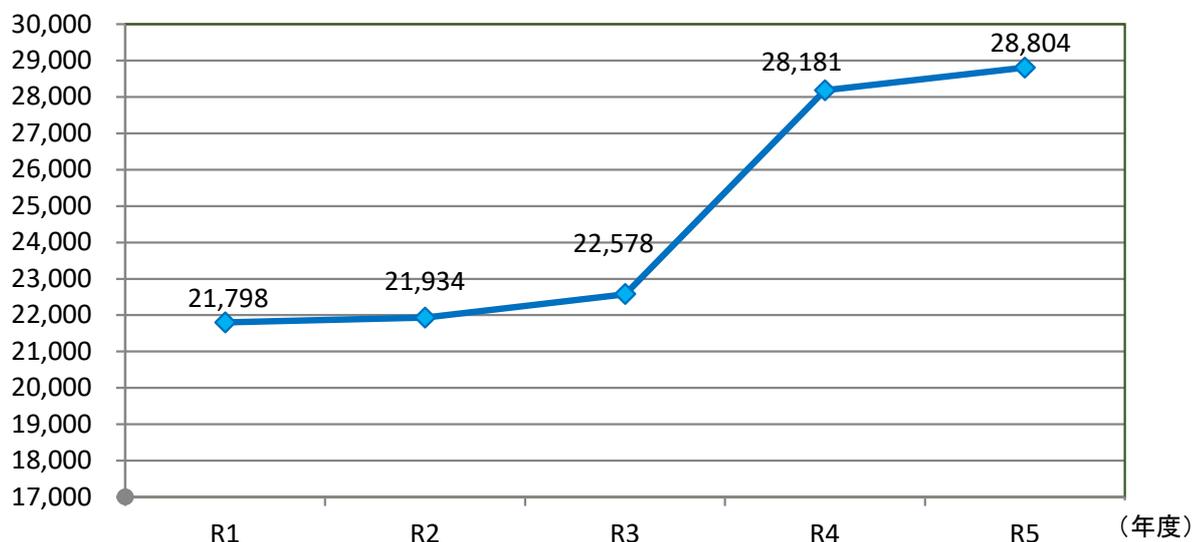


2. 船用工業の概況

- 管内の令和6年3月末現在における船用工業事業者数は、15者となっているが、ほとんどが中小・零細企業で舶用品の生産・販売を主業務としている。令和5年度における生産高は約288億円（9者分）で、前年に比べ約6.2億円（2.2%）の増となっている。

(百万円)

船用工業生産実績の推移



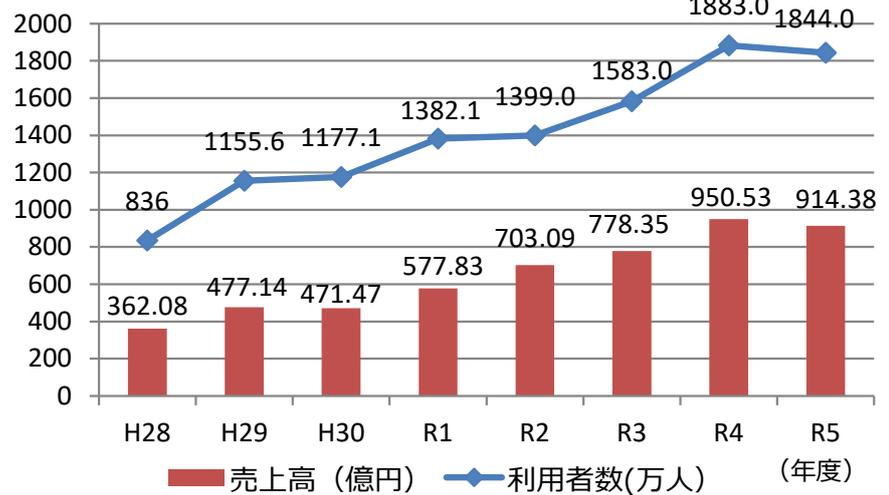
3. モーターボート競走事業の概況

- 唐津競走場は、昭和28年8月から松浦川河口で競走場としてレースが開催されてきたが、天候等の影響を避けるため、ファン利用者への配慮を考慮し、現在地に人工湖を新設し昭和50年3月に移転した。
- 平成17年1月から唐津市（唐津市長）が施行者として事業を行っていたが、平成29年4月の組織変更に伴い、唐津市ボートレース企業局が施行者となった。
- 令和5年度の売り上げは、約914億円（前年比3.9%減）、利用者数は約1,844万人（前年比2.1%減）であった。専用の場外発売場は県内に4カ所あり、唐津競走場には外向け発売所「ドリームピット」を開設している。唐津競走場本場では老朽化が進む施設の全面改修に着手しており、再整備の一環として、令和3年11月にスタンド棟のリニューアル、令和5年度から5カ年計画で映像装置や競技部棟の改修を進めるなど時代のニーズに沿ったファンサービスの向上に努めている。

唐津競走場の概要

・所在地	唐津市原1116番地
・施行者	唐津市
・初開催日	昭和28年8月7日
・年間開催日数	198日（R5年度）
・場外発売場	ホートピア三日月 ボートレースチケットショップ 唐津 ミニット おれ呼子 ボートレースチケットショップ みやき

（億円/万人） 売上高及び利用者数の推移



4. 海事産業次世代人材育成事業の概況

- 令和5年度の実事産業次世代人材育成事業については、7月14日（金）唐津市の湊小学校5年生14名と神集島の海岸清掃活動を行い、その後、海事教室を実施した。10月13日（金）国立唐津海上技術学校の2年生25名が、（株）名村造船所と東亜工機（株）の造船・舶用工業の工場見学を行い、11月7日（火）唐津市の呼子小学校5年生24名が、国立唐津海上技術学校・伊万里港国際コンテナターミナル・（株）名村造船所で体験や見学を行った。



参加した湊小学校5年生



工場を見学する唐津海上技術学校生



操船シミュレータを体験する呼子小児童



救命胴衣の体験をした湊小児童



参加した唐津海上技術学校2年生



参加した呼子小学校5年生

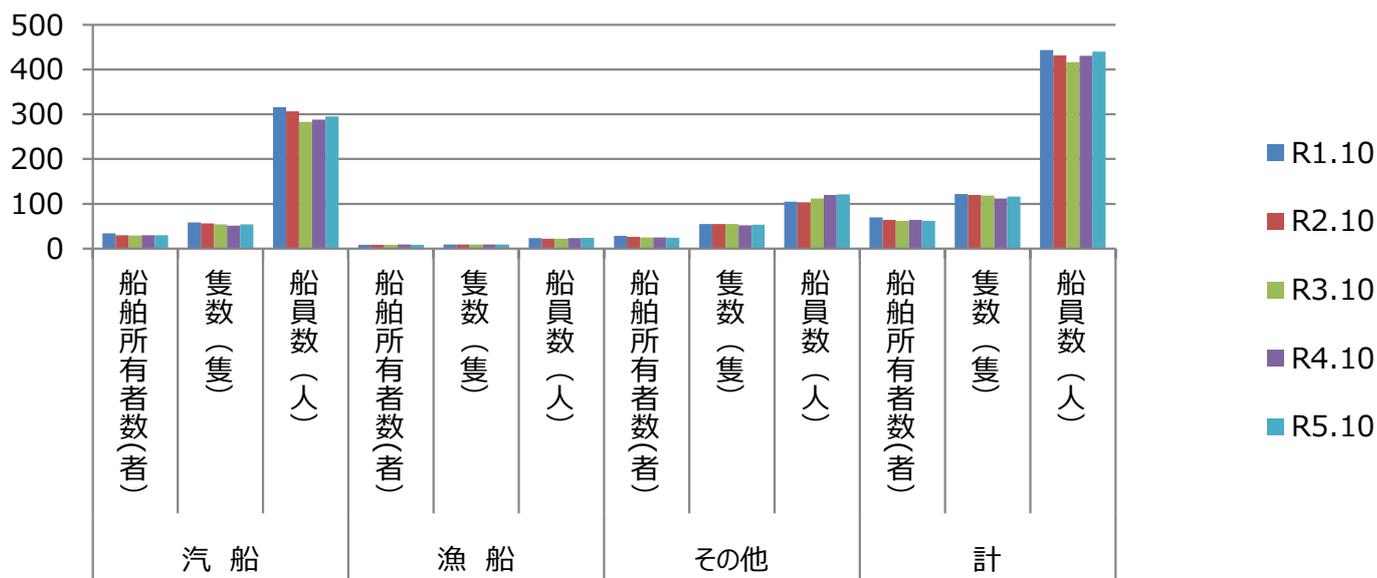
1. 船員関係事業の概況

運航労務

1. 船員労働環境関係

① 船員労働環境関係

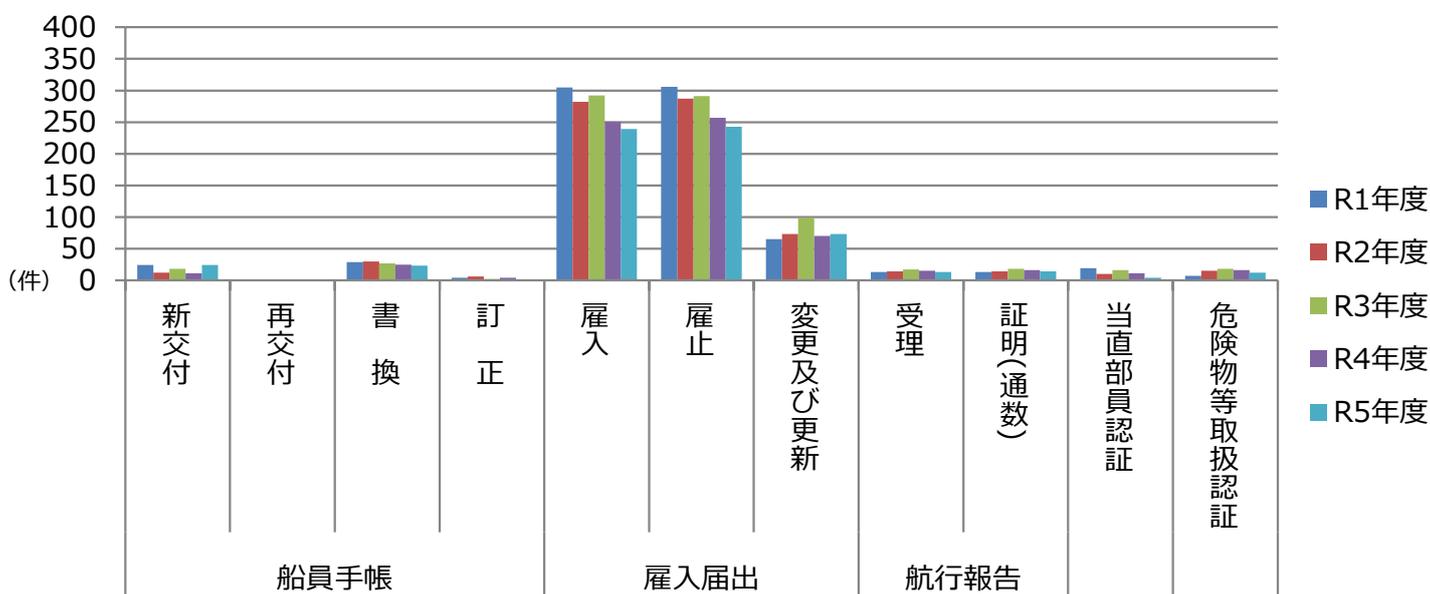
- 管内の令和5年10月1日現在における船員法の適用状況は、適用事業者数62事業者、船舶数116隻、船員数440人となっており、その推移は下表のとおり。
- 汽船の船舶所有者は、その半数が肥前地区（星賀）に集中しており、その内の大半が主として内航海運業を生業とするいわゆる一杯船主である。
- 漁船の船舶所有者は、そのほとんどが唐津、鎮西地区を基地とする延縄、一本釣業の事業者となっている。



事業状況報告書より作成
※未提出事業者についてはその他に計上

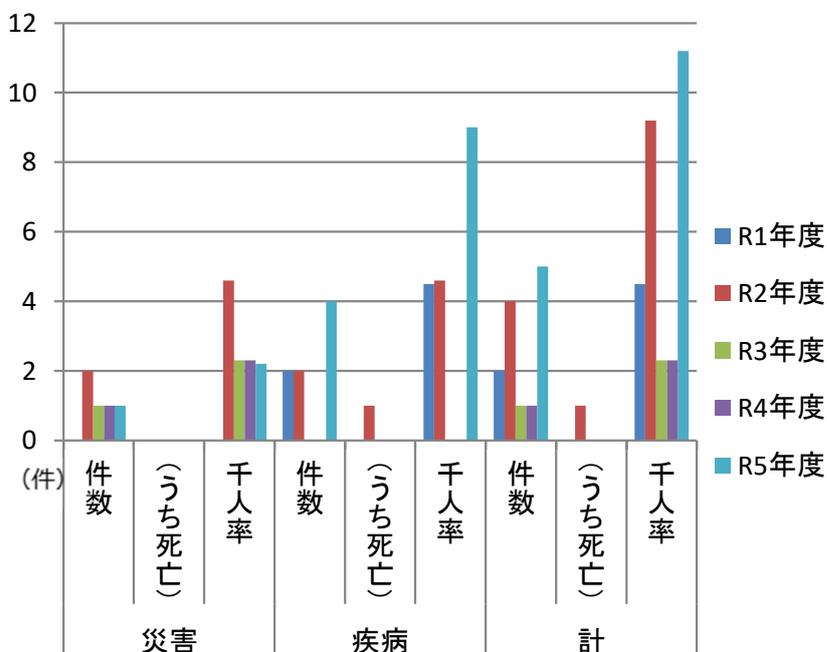
② 船員法関係の事務取扱状況

- 令和5年度の船員法関係の事務取扱件数は、船員手帳関係47件、雇入届出関係555件、航行報告関係13件、当直部員認証4件、危険物等取扱認証12件となっており、その推移は下表のとおり。
- 管内における船員法関係事務を取り扱う指定市町村は、伊万里市（山代出張所）、唐津市（肥前支所）、白石町の3市町である。



2. 船員労働安全衛生関係

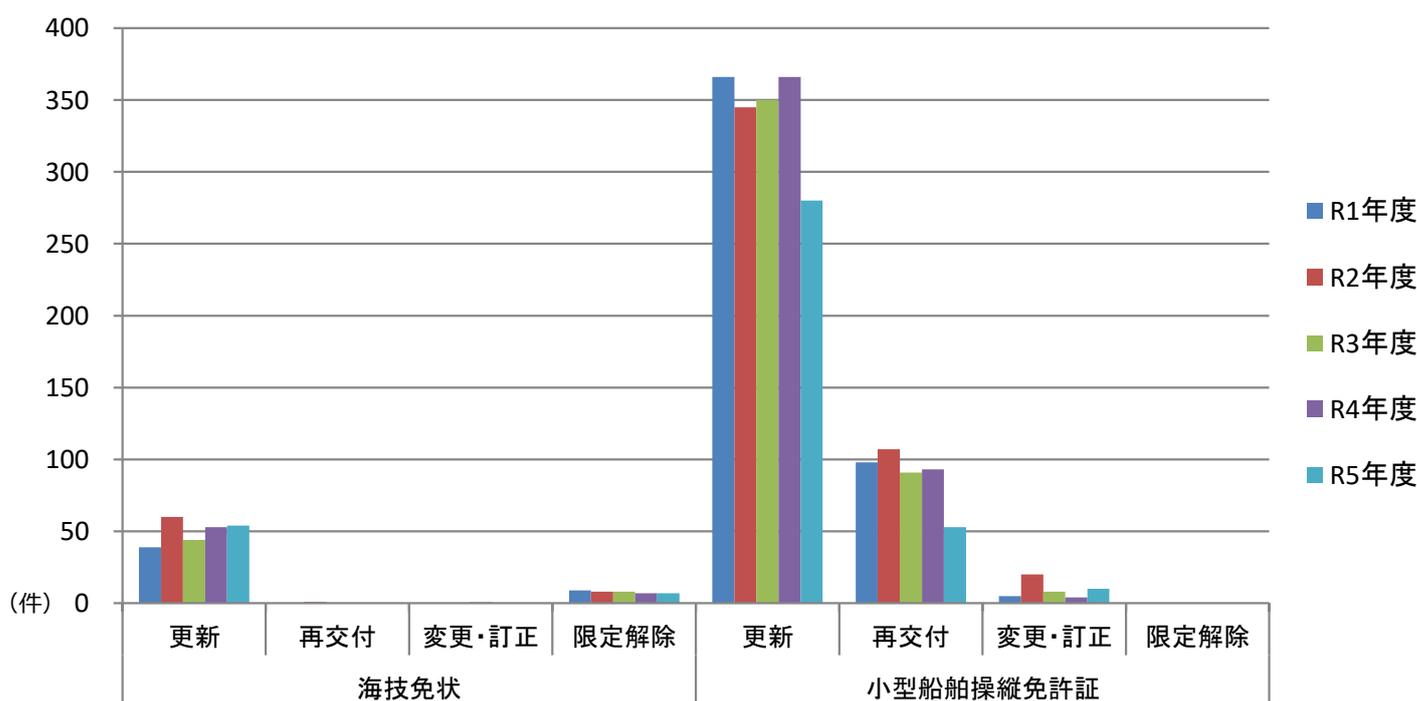
- 令和5年度の管内における船員の災害疾病発生状況は、災害1件（千人率2.2件）、疾病4件（千人率9.0件）となっており、その推移は下表のとおり。
- 船員の災害防止を促進するため、管内では、平成3年6月に「佐賀地区船員労働安全衛生協議会」が、また、平成4年4月には「船員災害防止協会九州支部佐賀地区支部」が設置され、当運輸支局と密接な連携のもと、安全衛生講習会、サバイバルトレーニング等の各種行事や訪船指導等が積極的に行われている。



安全衛生講習会の様子

3. 船舶職員関係

- 令和5年度の船舶職員及び小型船舶操縦者法関係の事務取扱件数は海技免状の更新件数54件、再交付・訂正件数0件、限定解除件数7件、小型船舶操縦免許の更新件数280件、再交付・訂正件数63件、限定解除件数0件となっており、その推移は下表のとおり。

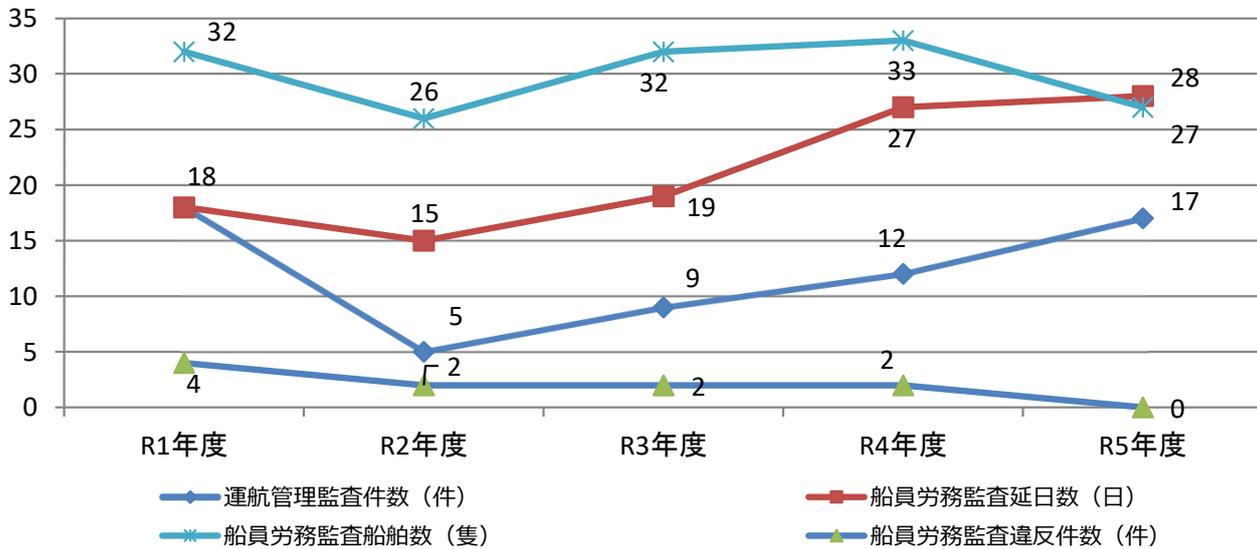


4. 運航労務監理官関係

運航労務監理官は、海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査及び指導並びに運輸安全マネジメント評価等により、船舶による輸送の安全の確保に関する監督を行っている。

また、船員法等の関係法令に基づき、船員の労働条件の確保、船員災害の防止、船舶の安全運航の確保のため、船舶・事業場等に立ち入り監査・指導を行っている。

なお、運航管理監査及び船員労務監査の推移は下表のとおり。



運航労務監理官による監査の様子



旅客船乗組員を対象とした研修の様子

2. 運輸安全マネジメント関係事業の概況

運航労務

- 平成18年3月31日に施行された運輸安全一括法に基づき、海上運送事業者（旅客船、内航貨物船、海上タクシー等）に導入された運輸安全マネジメント評価について、平成24年度末までに、全事業者に対して1回目の評価を実施。
- 平成28年度から2回目以降を3年間で4者に対し、平成30年度をもって評価を終了した。平成31年度からは新たな評価方針として、新規対象者は3年連続で、4回目以降の事業者は3年に1回評価を実施している。（但し、海難事故等発生させ安全管理に懸念がある事業者は弾力的に運用）

1 沿革

本庁舎関係

昭和22年3月22日

臨時物資需給調整法（昭和21年法律第32号）に基づく事務を処理をするため、運輸省告示第71号（昭和22年3月）によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所が設置された。同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県より移管され、これらを含めて自動車行政を行うこととなった。佐賀自動車事務所は国鉄旧佐賀駅構内に庁舎を置いた。

昭和22年5月

佐賀市松原町に事務所を移転。

昭和23年1月1日

道路運送法（昭和22年法律第191号）の施行にともない、従来の自動車事務所は廃止され、新たに道路運送監理事務所が設置され運輸省の地方出先機関として陸運行政を行うこととなった。事務所を大財二丁目に移転。

昭和24年8月1日

運輸省設置法（昭和24年法律第157号）の制定にともない、道路運送監理事務所は廃止され、福岡陸運局佐賀分室となった。

昭和24年11月1日

昭和24年8月1日、国家行政と地方行政事務の再配に関連し、地方的事務の一部は都道府県知事に機関委任され、委任事務を処理するため、陸運局分室を廃止、地方自治法附則第4条により陸運事務所が設置された。

昭和27年2月

佐賀市本庄町鹿子に本場自動車検査場を新設。

昭和28年12月

佐賀市水ヶ江町稚小路に事務所を移転。

昭和31年4月

佐賀市大財2丁目に事務所を移転。

昭和40年4月

佐賀市高木瀬町高木1271-1に本場検査場を移転。

昭和41年3月

佐賀市高木瀬町高木1281-3に事務所を移転。

昭和46年4月

登録業務に電算機を導入した。

昭和48年3月

佐賀市高木瀬町高木1244（現在地）に本場検査場を移転し、検査機器を全自動化にした。

昭和48年10月

特殊法人軽検査協会設立にともない軽自動車の届出業務を分離。

昭和56年3月

佐賀市高木瀬町大字高木1244-5（現在地）に事務所を新築移転した。

昭和60年4月

道路運送法等の一部を改正する法律（昭和59年8月10日、法律第67号）により運輸省設置法の一部が改正され九州運輸局佐賀陸運支局が発足することとなり、昭和24年11月より永年親しまれてきた佐賀県陸運事務所が廃止され、名実ともに運輸省管轄となる。

昭和63年11月

住居表示の実施により佐賀市若楠二丁目7番8号となる。

平成13年1月

中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が総合して国土交通省が発足。

平成14年7月

国土交通省設置法の改正による組織改編で佐賀運輸支局となる。自動車検査部門が独立行政法人化。

唐津庁舎関係

昭和18年11月

門司海運局唐津支局、住ノ江支局及び唐津支局伊万里出張所が開設された。

昭和19年6月

住ノ江支局が出張所に降格、唐津支局住ノ江出張所となった。

昭和20年6月

官制改正により門司海運局が九州海運局と改称された。

昭和21年2月

伊万里出張所が廃止された。

昭和21年5月

唐津支局伊万里分室が開設された。

昭和22年11月

佐賀、大町、呼子、諸富、嘉瀬、塩田、浜及び大浦の各出張所が開設された。

昭和24年6月

嘉瀬出張所及び塩田出張所が廃止された。

昭和26年6月

伊万里分室が出張所に昇格し、佐賀出張所が廃止された。

昭和27年8月

大町、呼子、諸富、浜及び大浦の各出張所が廃止された。

昭和33年1月

伊万里出張所が分室となった。

昭和39年6月

船員労務官が配置された。

昭和44年4月

住ノ江出張所が廃止された。

昭和46年4月

伊万里分室が廃止された。

昭和59年7月

運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局唐津海運支局に改称された。

平成5年4月

船員労務官が複数制となった。

平成14年7月

運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局佐賀運輸支局（唐津庁舎）に改称された。

平成17年4月

組織改正により、運航労務監理官を配置。

平成30年6月

港湾合同庁舎新設に伴い、唐津市二夕子3丁目2 1 4 番 6 号へ移転。

2 佐賀運輸支局の主な業務内容

本庁舎

企画調整担当

- 地域公共交通の確保・維持・改善に関する事
- 観光の振興に関する事
- 交通環境に関する事

企画輸送・監査担当

- 倉庫業に関する事
- 自動車運送事業に関する事
- 自動車運送事業の指導及び業務監査に関する事
- 自家用自動車の貸渡に関する事
- 土砂等運搬大型自動車の使用に関する事
- 自動車損害賠償責任保険に関する事
- 総務、人事、会計に関する事

登録担当

- 自動車の登録に関する事
- 自動車の番号標、封印に関する事
- 自動車の臨時運行、回送運行に関する事
- 自動車の抵当権の登録に関する事

整備・保安・検査担当

- 自動車の整備事業に関する事
- 自動車の整備士に関する事
- 事業用自動車の運行管理者及び整備管理者に関する事
- 事業用自動車の事故に関する事

唐津庁舎

海事担当

- 旅客航路事業、内航海運業に関する事
- 港湾運送事業に関する事
- 造船業、造船関連工業に関する事
- モーターボート競走に関する事
- 船員の雇入契約届出、船員手帳交付、各種資格認定に関する事
- 海技免状等の更新等に関する事

運航労務監理官

- 旅客航路事業に対する安全審査等に関する事
- 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関する事
- 船員災害の防止を図るための安全衛生に関する事
- 未払い賃金の支払いの確保等に関する事

3 管轄区域

業務別	管轄区域	管轄支局
倉庫関係業務	佐賀県全域	佐賀運輸支局（本庁舎）
輸送関係業務		
監査関係業務		
自動車登録関係業務		
整備関係業務		
海事関係業務及び運航労務監理官	佐賀県全域	佐賀運輸支局（唐津庁舎）
船舶登録測度及び船舶検査	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県（上記の区域を除く）	長崎運輸支局（本庁舎）
船員職業安定所	佐賀県のうち鹿島市、嬉野市、藤津郡	長崎運輸支局（本庁舎）
	佐賀県（上記の区域を除く）	佐世保海事事務所
外国船舶監督	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県（上記の区域を除く）	船員関係については佐賀運輸支局（唐津庁舎） 長崎運輸支局（本庁舎）

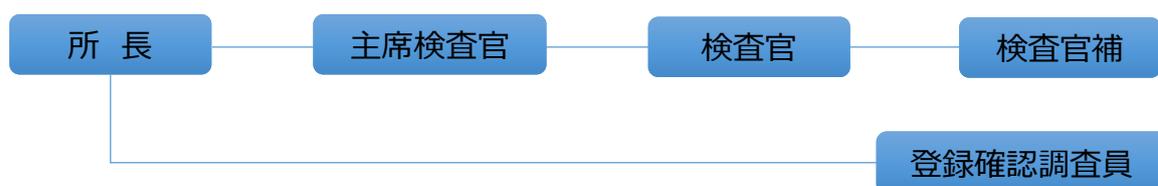
- 平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」により平成11年12月に「自動車検査独立行政法人法」が成立、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立された。
- その後、平成25年12月の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、平成28年4月に自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによりシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図ることを目的として、「（旧）自動車検査独立行政法人」及び「（旧）独立行政法人交通安全環境研究所」の2法人を統合し、「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立された。
- 併せて、国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を自動車技術総合機構に移管して行うこととされた。
- 「安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献すること。」を運営基本理念としている。
- 自動車検査場における業務では、平成20年度よりITを利用した取り組みとして、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検を防止するため、新規検査等における自動車の寸法・重量等の高精度な諸元測定と車両の画像取得を自動的に行い電子的に記録・保存する、「3次元測定・画像取得装置」を使用した検査を運用している。また、令和6年10月より従来の検査項目に加えて、自動車に特別な診断機（検査用スキャンツール）を接続し、電子制御装置の故障の有無まで踏み込んだOBD検査を実施している。
- 自動車検査場での検査以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際に使用されている自動車の保安基準適合性の確保を図っている。

1. 佐賀事務所の概況

①業務内容

- ・検査場における検査（検査コースでの保安基準適合性審査）
- ・街頭検査（路上での保安基準適合性審査）
- ・上記に掲げる業務に附帯する業務

②組織



③検査場の概要

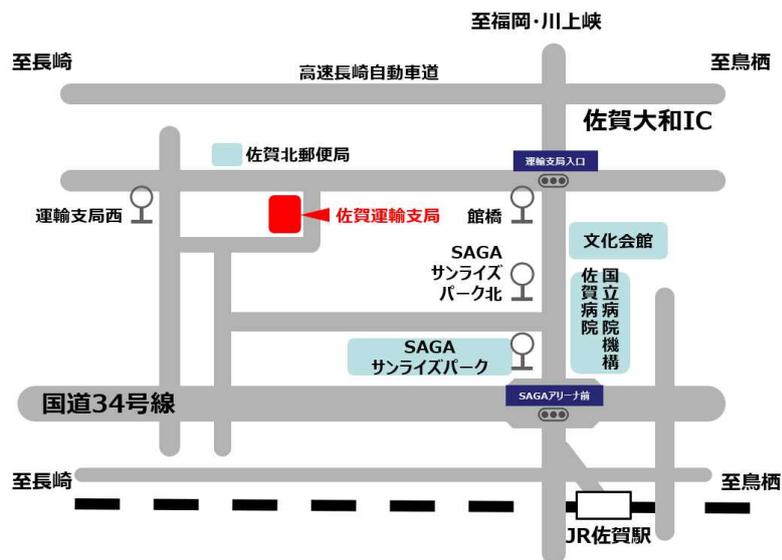
現施設の新設年月日	昭和48年3月
用地面積	13,828㎡
検査場上屋面積	1,412㎡
検査コース（4コース）	兼用コース、小型1コース、新規・DSコース、二輪コース

佐賀運輸支局

□ 佐賀運輸支局 本庁舎

〒849-0928 佐賀市若楠2丁目7-8

企画輸送・監査担当 TEL(0952)30-7271
 登録コールセンター TEL(050)5540-2082
 整備・保安・検査担当 TEL(0952)30-7274



□ 佐賀運輸支局 唐津庁舎

〒847-0861 唐津市二太子3丁目214番6号
 唐津港湾合同庁舎

海事担当 } TEL(0955)72-3009
 運航労務監理官 }



九州運輸局のホームページでも統計情報をご覧いただけます。

九州運輸局 > 各種情報 > 九州の統計情報九州統計情報

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/toukei/body2.htm>